

(1) 三重県における教育・保育の量の確保状況について

全国では、保育所等での待機児童数は大幅に減少（H29：26,081人→R6：2,567人）しておりますが、三重県においては、女性就業率の上昇や共働き世帯の増加により、保育ニーズが高止まっている中、主に保育士不足が要因となって、待機児童が発生しています。

① 待機児童の発生状況

令和7年4月1日における県内保育所等の待機児童数については、5市町（四日市市、亀山市、伊賀市、川越町、玉城町）で84人発生しました。昨年の4市町（四日市市、亀山市、伊賀市、東員町）108人から24人減少したものの、待機児童数0人の目標は達成できませんでした。

待機児童の多くは、保育士1人が保育できる人数が少ない0～2歳の低年齢児が占めており、今年も84人中80人が低年齢児となっています。

また、三重県全体の保育所等への申込児童数は減少（令和6年39,066人→令和7年37,665人）していますが、待機児童が発生した市町の中には、申込児童数が増加した市町（四日市市、亀山市、川越町）もあります。

● 待機児童数の推移

	R2.4.1	R3.4.1	R4.4.1	R5.4.1	R6.4.1	R7.4.1
合計	81	50	64	103	108	84
待機児童の内、低年齢児（0歳～2歳）の数	81	50	62	103	95	80
待機児童の内、低年齢児の割合	100.0%	100.0%	96.9%	100.0%	88.0%	95.2%
津市	0	0	0	57	0	0
四日市市	0	0	0	0	72	56
亀山市	15	12	19	5	3	3
鳥羽市	0	0	5	0	0	0
熊野市	0	0	1	0	0	0
伊賀市	7	3	3	3	2	2
東員町	0	7	12	26	31	0
菰野町	55	28	3	0	0	0
川越町	4	0	21	12	0	11
玉城町	0	0	0	0	0	12
市町数	4市町	4市町	7市町	5市町	4市町	5市町

● 待機児童の主な発生要因

令和7年4月1日時点で待機児童が発生した5市町の発生要因は次のとおりです。

・ 四日市市

令和6年に72人の待機児童が発生したため、低年齢児を受け入れる施設を増やす対策を行ったが、令和7年の申込児童数が前年から47人増加し、また、特別な配慮が必要な児童（要支援児童）の増加に伴う加配保育士の増加により、受入れに必要な保育士を確保できなかった。

・ 亀山市

令和7年の申込児童数が前年から59人増加し、受入れに必要な保育士を確保できなかった。

・ 伊賀市

保護者からの就労状況等を踏まえた保育所等の希望条件で、利用できる保育所等が調整できず、待機児童が生じた。

・ 川越町

令和7年の申込児童数が前年から26人増加し、受入れに必要な保育士を確保できなかった。

・ 玉城町

令和7年の申込児童数は前年から減少していますが、低年齢児の申込児童数は増加しており、また、特別な配慮が必要な児童（要支援児童）の増加に伴う加配保育士の増加により、受入れに必要な保育士を確保できなかった。

県では、待機児童が発生した市町と情報交換を行うとともに、新たな保育人材の確保、保育士の離職防止、潜在保育士の職場復帰などの保育士確保策を進めることで、待機児童の解消を図っていきます。

② 認定こども園、保育所等の整備状況

国の補助金を活用し、令和6年度中に整備した私立保育所等は9施設あり、1号認定（教育）については60名、2号・3号認定（保育）については360名の定員増となり、全体では420名の増加となりました。

● 定員の増加を伴う施設の整備状況
(令和6年度)

市町	類型別	整備区分	定員増			
津市	幼保連携型 認定こども園	創設	1号	15名増	2・3号	140名増
四日市市	幼稚園型 認定こども園	大規模 修繕等			2・3号	20名増
松阪市	保育所	増改築			2・3号	30名増
	保育所	増改築			2・3号	30名増
桑名市	幼保連携型 認定こども園	創設	1号	15名増	2・3号	60名増
	幼保連携型 認定こども園	増改築	1号	3名増	2・3号	30名増
名張市	幼保連携型 認定こども園	創設	1号	15名増	2・3号	10名増
尾鷲市	小規模保育 事業所	創設			2・3号	19名増
亀山市	幼保連携型 認定こども園	創設	1号	12名増	2・3号	21名増
計	9施設		1号	60名増	2・3号	360名増

(令和7年度予定)

令和7年度中に完成または完成予定の施設は2施設あり、1号認定（教育）については15名、2号・3号認定（保育）については10名の定員増となる見込みであり、全体で、25名が増加する見込みです。

<令和7年12月末日時点>

市町	類型別	整備区分	定員増			
桑名市	幼保連携型 認定こども園	創設	1号	15名増		
	保育所	創設			2・3号	10名増
計	2施設		1号	15名増	2・3号	10名増

○保育提供体制の確保のための実施計画（令和7年度保育提供体制の確保のための実施計画報告に基づく数値）

【資料1別添1】

市町名	就学前児童数				申込児童数（※）				申込率（※）				利用定員数（※）				待機児童数			
	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
津市	1,408	3,236	5,569	10,213	279	2,062	3,778	6,119	19.8%	63.7%	67.8%	59.9%	571	2,195	4,091	6,857	0	0	0	0
四日市市	1,858	4,110	6,637	12,605	209	2,152	3,629	5,990	11.2%	52.4%	54.7%	47.5%	471	2,086	3,721	6,278	0	54	2	56
伊勢市	533	1,294	2,318	4,145	93	866	1,785	2,744	17.4%	66.9%	77.0%	66.2%	213	982	2,096	3,291	0	0	0	0
松阪市	811	1,802	3,071	5,684	143	1,246	2,363	3,752	17.6%	69.1%	76.9%	66.0%	302	1,459	3,211	4,972	0	0	0	0
桑名市	724	1,661	2,760	5,145	85	907	1,580	2,572	11.7%	54.6%	57.2%	50.0%	172	880	1,637	2,689	0	0	0	0
鈴鹿市	1,209	2,496	4,152	7,857	167	1,530	2,665	4,362	13.8%	61.3%	64.2%	55.5%	362	1,621	3,076	5,059	0	0	0	0
名張市	322	750	1,345	2,417	39	523	902	1,464	12.1%	69.7%	67.1%	60.6%	175	637	964	1,776	0	0	0	0
尾鷲市	48	100	189	337	24	81	175	280	50.0%	81.0%	92.6%	83.1%	30	111	193	334	0	0	0	0
亀山市	307	632	1,139	2,078	32	384	797	1,213	10.4%	60.8%	70.0%	58.4%	87	423	889	1,399	3	0	0	3
鳥羽市	40	105	221	366	7	84	211	302	17.5%	80.0%	95.5%	82.5%	15	103	427	545	0	0	0	0
熊野市	53	125	199	377	6	83	179	268	11.3%	66.4%	89.9%	71.1%	12	111	258	381	0	0	0	0
いなべ市	260	602	1,025	1,887	16	314	767	1,097	6.2%	52.2%	74.8%	58.1%	53	318	766	1,137	0	0	0	0
志摩市	146	277	534	957	14	182	408	604	9.6%	65.7%	76.4%	63.1%	51	309	645	1,005	0	0	0	0
伊賀市	383	824	1,523	2,730	56	536	1,279	1,871	14.6%	65.0%	84.0%	68.5%	202	721	1,567	2,490	2	0	0	2
木曽岬町	13	50	89	152	2	21	57	80	15.4%	42.0%	64.0%	52.6%	6	30	54	90	0	0	0	0
東員町	167	376	674	1,217	5	117	433	555	3.0%	31.1%	64.2%	45.6%	36	192	587	815	0	0	0	0
菰野町	222	530	970	1,722	27	295	793	1,115	12.2%	55.7%	81.8%	64.8%	75	299	699	1,073	0	0	0	0
朝日町	73	186	316	575	1	100	192	293	1.4%	53.8%	60.8%	51.0%	10	55	185	250	0	0	0	0
川越町	122	240	384	746	14	129	254	397	11.5%	53.8%	66.1%	53.2%	32	129	222	383	3	6	2	11
多気町	60	152	271	483	3	108	262	373	5.0%	71.1%	96.7%	77.2%	33	171	387	591	0	0	0	0
明和町	120	313	569	1,002	15	232	477	724	12.5%	74.1%	83.8%	72.3%	69	278	473	820	0	0	0	0
大台町	24	68	116	208	3	49	115	167	12.5%	72.1%	99.1%	80.3%	18	93	234	345	0	0	0	0
玉城町	72	186	360	618	17	116	356	489	23.6%	62.4%	98.9%	79.1%	10	129	491	630	0	12	0	12
度会町	32	70	127	229	4	50	124	178	12.5%	71.4%	97.6%	77.7%	10	60	250	320	0	0	0	0
大紀町	12	29	49	90	3	21	48	72	25.0%	72.4%	98.0%	80.0%	15	75	135	225	0	0	0	0
南伊勢町	24	51	92	167	2	39	90	131	8.3%	76.5%	97.8%	78.4%	22	82	166	270	0	0	0	0
紀北町	40	83	141	264	7	72	125	204	17.5%	86.7%	88.7%	77.3%	19	77	144	240	0	0	0	0
御浜町	29	57	90	176	0	44	84	128	0.0%	77.2%	93.3%	72.7%	9	60	120	189	0	0	0	0
紀宝町	46	89	174	309	9	69	154	232	19.6%	77.5%	88.5%	75.1%	12	149	274	435	0	0	0	0
三重県	9,158	20,494	35,104	64,756	1,282	12,412	24,082	37,776	14.0%	60.6%	68.6%	58.3%	3,092	13,835	27,962	44,889	8	72	4	84

※認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園等を除く

【申込児童数が利用定員を超えている】	1	3	6
--------------------	---	---	---

【申込児童数が利用定員内にあるにもかかわらず、待機児童が発生】	3	1	0
---------------------------------	---	---	---

(2) 認定こども園の設置状況と幼保連携型認定こども園の認可等について

① 認定こども園の設置状況

三重県子ども・子育て支援事業支援計画における、認定こども園の設置見込数は、教育・保育を提供する市町と私立幼稚園の移行希望を合わせて設定しており、令和7年度から令和11年度までの間で新たに48施設を設置し、既存の117施設と合わせ、165施設が設置される見込みとなっています。

● 認定こども園設置見込数及び設置数 <令和7年度時点>

	既設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	計
認定こども園設置見込数	117	30	11	2	1	0	165 (時期未定4を含む)
設置数 (令和7年度 年度内実績)	117	30					147

【参考1】 認定こども園の類型別の設置状況 <令和7年度時点>

類型別	既設	新たに設置	計
幼保連携型認定こども園	95	10	105
保育所型認定こども園	15	14	29
幼稚園型認定こども園	7	6	13
計	117	30	147

【参考2】 令和7年度の新たな認定こども園の設置状況 <令和7年度時点>

	移行・新規の別				計
	幼稚園から	保育所から	幼稚園と保育所を統合	新規	
設置施設数	7	22	0	1	30

※公立幼稚園から移行した園を含みます。

② 認定こども園等への移行状況

各施設（私立幼稚園、私立保育所）の、認定こども園への移行状況については、次のとおりです。

● 私立幼稚園における認定こども園への移行状況

	既設	令和7年度	計
私立幼稚園 →私立認定こども園	21	1	22
幼保連携型	16	1	17
幼稚園型	5	0	5

● 私立保育所における認定こども園への移行状況

	既設	令和7年度	計
私立保育所 →私立認定こども園	48	14	62
幼保連携型	47	7	54
保育所型	1	7	8

【参考】上記の他に移行した施設

- ・ 公立の保育所や幼稚園から認定こども園に移行した施設が56施設（幼保連携型：29園、幼稚園型8園、保育園型19園）、その他、移行を伴わない新規施設、小規模保育事業所・認可外保育施設から移行した施設等が7施設（幼保連携型：5施設、保育所型：2施設）あります。

③ 幼保連携型認定こども園の認可手続き等について

幼保連携型認定こども園の認可については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下、「法」といいます。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「同条例施行規則」により県が認可しています。

なお、令和6年度の認可結果及び令和7年度の認可に向けての具体的な手続きや法第25条に定める合議制の機関（三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会）の開催の時期については、次のとおりです。

● 令和6年度の認可結果

私立の幼保連携型認定こども園の令和7年4月からの設置に係る認可申請は9件あり、三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会（令和7年2月19日開催）における審議結果をふまえ、すべての申請を認可しました。

（津市1件、四日市市2件、名張市2件、亀山市2件、いなべ市1件、伊賀市1件）

● 令和7年度の申請・認可手続き（予定を含む）

令和8年4月開設予定の私立の幼保連携型認定こども園の申請件数は8件です。

（津市1件、四日市市1件、松阪市4件、桑名市1件、鈴鹿市1件）

また、公立の幼保連携型認定こども園、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の開設予定件数は、令和8年1月末頃に判明する見込みです。

時 期	内 容	備 考（依頼様式等）
令和7年9月末	幼保連携型認定こども園 認可仮申請 締切	・ 認可申請書（第1号様式） ・ 認可基準調書（別添第1号）
令和7年10月下旬	第1回認定こども園認可 等部会 開催（書面）	
令和7年12月末	幼保連携型認定こども園 認可本申請 締切	・ 認可申請書（第1号様式） ・ 認可基準調書（別添第1号） ・ 事業計画書（別添第2号） ・ 誓約書（別添第3号） ・ 給食提供計画書（別添第4号）
令和8年2月下旬	第2回認定こども園認可 等部会 開催（対面）	
令和8年3月下旬	幼保連携型認定こども園 の認可	

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業とは、地域の実情に合わせて、市町が実施する各種事業です。県では、それぞれの市町が抱える課題等をふまえ、市町が実施する取組を支援しています。

【地域子ども・子育て支援事業(全 17 事業)】

1. 放課後児童健全育成事業	2. 延長保育事業	3. 病児保育事業
4. ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)	5. 一時預かり事業	6. 地域子育て支援拠点事業
7. 利用者支援事業	8. 子育て短期支援事業	9. 乳児家庭全戸訪問事業
10. 養育支援訪問事業	11. 子育て世帯訪問支援事業	12. 児童育成支援拠点事業
13. 親子関係形成支援事業	14. 妊婦等包括相談支援事業	15. 乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)
16. 産後ケア事業	17. 妊婦に対する健康診査	

① 病児保育事業

病児保育事業は、子どもが病気になったとき、仕事を休むことができない場合に、子どもを預けることができる事業です。共働き世帯やひとり親世帯であっても、仕事をしながら安心して預けられることから、市町のニーズに応じて、事業を実施する市町を拡大していく必要があります。

病児・病後児※の預かり(病児保育)については、病院・保育所等において一時的に保育するなどの病児保育事業と、ファミリー・サポート・センター事業として援助を行う会員の自宅で預かる病児・緊急対応強化事業があります。

令和7年12月末現在で、病児保育事業に取り組む市町数は広域利用を含めて24市町、ファミリー・サポート・センターの病児・緊急対応強化事業に取り組む市町数は合同実施を含めては16市町となっています。病児保育及び病児・緊急対応強化事業の両方またはいずれかに取り組む市町数は26市町です(別添1参照)。

実施市町数は、病児保育事業については、令和6年度より1施設増加し、ファミリー・サポート・センター事業については、増減はありませんでした。

※「病児」とは、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。「病後児」とは、病気の回復期であり、集団保育が困難で、かつ、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童をいう。

● 病児保育の実施状況（令和7年5月1日現在）

○ 病児保育(病児・病後児対応型も含む) : 24市町(広域利用を含む)

16施設 / 施設設置市町 10市町、実施市町(広域含む) 24市町

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	・津病児デイケアルーム「ひまわり」 ・一志病院病児・病後児保育室「みどり」	
四日市市	・四日市市病児保育室「カンガルーム」 ・桜花台病児保育室「チェリーケア」 ・しもの病児保育室「ひばりルーム」 ・ひなが病児保育室「シェルーム」	
伊勢市	・病児・病後児保育えんぜる	明和町、玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町
松阪市	・医療法人おおはし小児科(アリス) ・病児保育・預かり保育ミー	多気町、明和町、大台町
桑名市	・ウエルネス医療クリニックこどもケアハウスぞうさん ・はなまる病児保育室	いなべ市、東員町、木曾岬 町、朝日町、川越町
鈴鹿市	・鈴鹿市病児保育室ハピールーム	
名張市	・みらいのこどもクリニック病児保育室	
志摩市	・よいこ病児保育室	鳥羽市
伊賀市	・ゆめこどもクリニック伊賀病児保育室	
川越町	・病児保育室 どんぐり	川越町、朝日町、桑名市、 四日市市

※設置機関: 桑名市「はなまる病児保育室」は事業所内保育事業、その他はすべて病院又は診療所

○ 病後児対応型

6施設 / 施設設置市町 5市町、実施市町(広域含む) 5市町

設置市町名	実施施設名	広域利用対象市町
津市	・津病後児保育室「HUG」 ・高田病後児保育所「ぬくみ」	
鈴鹿市	・鈴鹿市立西条保育所	
菰野町	・聖マリアこども園	
玉城町	・玉城町認定こども園下外城田保育所	
御浜町	・御浜町子育て支援室	

※ 津市は小規模保育事業と本事業のための専用施設、鈴鹿市は保育所、菰野町と玉城町は保育所型認定こども園、御浜町は子育て支援センター

● 病児保育施設の設置と安定的な運営に向けた支援

病児保育施設の設置並びに病児保育事業を実施する市町に対し、その実施に要する経費の一部を国と県から補助しています。

○ **病児保育施設の整備状況**（国または県の補助金を活用して整備する施設）

▪ **令和6年度整備**

設置済み・・・1施設（川越町）

▪ **令和7年度整備予定**

整備中・・・1施設（桑名市）

▪ **令和8年度整備見込み**

整備見込み・・・1施設（いなべ市）

● **ファミリー・サポート・センター（病児・緊急対応強化事業）の実施状況**

16市町（合同実施5町を含む）で実施

○ **実施している市町**

津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、名張市、亀山市、熊野市、伊賀市、朝日町
（合同：木曾岬町）、玉城町（合同：大台町、度会町、大紀町、南伊勢町）

病児保育事業・ファミサポ(病児・緊急対応強化事業)の実施状況【R7.5.1現在】

	病児保育事業		ファミリー・サポート・センター実施	うち病児・緊急対応強化事業実施
	病児対応のみ又は病児・病後児対応(△:広域利用)	病後児対応のみ(△:広域利用)		
津市	○	○	○	○
四日市市	○		○	○
伊勢市	○		○	○
松阪市	○		○	○
桑名市	○		○	○
鈴鹿市	○	○	○	
名張市	○		○	○
尾鷲市			○	
亀山市			○	●
鳥羽市	△ 志摩		○	
熊野市			○	●
いなべ市	△ 桑名		○	
志摩市	○		○	
伊賀市	○		○	○
木曾岬町	△ 桑名		□ 朝日	□ 朝日
東員町	△ 桑名		○	
菰野町		○	○	
朝日町	△ 桑名		○	○
川越町	○		○	
多気町	△ 松阪		○	
明和町	△ 松阪・伊勢		○	
大台町	△ 松阪		□ 玉城	□ 玉城
玉城町	△ 伊勢	○	○	○
度会町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
大紀町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
南伊勢町	△ 伊勢		□ 玉城	□ 玉城
紀北町				
御浜町		○	○	
紀宝町			○	

病児保育:

13市町

→(広域利用含む:○+△)24市町

病児保育又は病児・緊急対応強化事業を行う市町

→26市町(重複除く)

ファミサポ(病児・緊急対応実施):

11市町(○+●)

→(合同実施含む:○+●+□)16市町

※●ファミサポ(病児)でのみ対応:

2市町

ファミサポは、紀北町を除く

28市町にて実施(合同実施を含む)

② 放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)は、保護者が仕事等により昼間家庭にいない児童に対して、適切な遊び及び生活の場を提供しています。共働き世帯やひとり親世帯を中心に利用ニーズが高まっていることから、放課後児童クラブの施設整備への支援を行うとともに、放課後児童支援員等の人材の確保・育成が必要です。

● 放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施状況

放課後児童クラブ又は放課後子ども教室を設置する小学校区の割合は、高い割合で推移しています。

○ 令和6年度 97.4%

- ・ 放課後児童クラブ 329校区(449クラブ)、放課後子ども教室 149校区(75教室)
- ・ どちらかが利用可能な校区 331校区 / 全小学校区 340校区 = 97.4%

○ 令和7年度 97.3%

- ・ 放課後児童クラブ 327校区(442クラブ)、放課後子ども教室 149校区(73教室)
- ・ どちらかが利用可能な校区 330校区 / 全小学校区 339校区 = 97.3%

● 放課後児童クラブの待機児童数(令和7年5月1日現在)

放課後児童クラブの令和7年5月1日現在の待機児童数は、前年同日現在より11人増加しています。

令和6年と比較して、待機児童が0人となった市がある一方で、待機児童が発生あるいは増加した市町があり、依然として複数の市町で待機児童が発生しています。

放課後児童クラブの新設や改修等により、一部では利用定員を増やしているものの、利用希望者が増加し、現状のクラブ定員数では受け入れることができなかったことや、放課後児童支援員の不足から受入れ枠を拡大することができなかったことなどが待機児童発生の主な要因となっています。

(放課後児童クラブの待機児童数)

市町名	令和6年度	令和7年度	増減
津市	26	5	▲ 21
四日市市	0	10	10
伊勢市	9	3	▲ 6
松阪市	1	7	6
鈴鹿市	1	0	▲ 1
熊野市	4	0	▲ 4
伊賀市	13	5	▲ 8
明和町	0	35	35
合計	54	65	11
市町数	6市町	6市町	0

● 待機児童の主な発生要因

各市町で待機児童が発生した主な理由は次のとおりです。

○ 津市

放課後児童支援員(補助員含む)の不足や児童一人当たりの専用区画面積(1.65 m²以上)が確保できないことなどにより、受入れ児童数が増加できず、定員超過となった。

○ 四日市市

放課後児童支援員等の人材確保が困難であり、申込数に対応するための受入枠を確保できなかった。

○ 伊勢市

入学者数の増加や、共働き世帯が増えたことにより、定員を超過する申請があった。

○ 松阪市

実施場所の確保が難しく、申込者数の増加に対応する受入枠が確保できなかった。

○ 伊賀市

11月に募集した際、定員数以上の申し込みがあったが、増加に見合った定員を増やすことができず、待機児童が発生した。

○ 明和町

申込総数が増加したが、申込者全員を受け入れるために必要な人員や場所を確保することができなかった。

● 放課後児童クラブ施設の整備状況(県または国の補助金を活用して整備する施設)

県では、待機児童解消に向けて、放課後児童支援員等の研修を実施することで、支援員等の確保や資質の向上に努めるとともに、引き続き、放課後児童クラブの運営や施設整備への補助を行うことで、市町の受け皿確保の取組を支援していきます。

○ 施設の整備状況

・ 令和6年度 6施設

津市	(仮称)誠之放課後児童クラブB	(定員 49名 創設)
	白塚地区放課後児童クラブ(仮称)はまっ子会	(定員 40名増 改修)
鈴鹿市	放課後児童クラブ 日の本クラブ稲生	(定員 20名増 改修)
名張市	名張小学校区放課後児童クラブ4	(定員 40名 創設)
熊野市	くまのっ子学童クラブ金山事業所A・B	(定員 5名増 改築)
大紀町	柏崎放課後児童クラブ	(定員 13名 大規模修繕)

・ 令和7年度予定 4施設整備予定

津市	修成地区放課後児童クラブしいのみ会1、2	(定員 40名 改築)
	高茶屋地区放課後児童クラブさくら会 B、C	(定員 40名 改築)
鳥羽市	(仮称)鳥羽市放課後児童クラブ	(定員 30名 創設)
明和町	明和北小学校放課後児童クラブ	(定員 210名 創設)

※ 2か年事業(令和5年度～令和6年度実施)
令和6年度の事業分は令和7年度に繰越

● **ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料支援の状況**

ひとり親家庭の児童の放課後児童クラブ利用料を減免する放課後児童クラブに助成する市町に対し、1児童あたり月額6,000円を上限に補助を実施しています(県 1/2 補助)。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度(予定)
市町数	26市町	27市町	26市町	27市町
クラブ数	379ヶ所	384ヶ所	397ヶ所	402ヶ所
対象児童数 (年間延べ)	14,958人	14,781人	15,137人	16,581人
対象児童数 (月平均)	1,246人	1,231人	1,261人	1,381人

※ 放課後児童クラブ活動事業費補助金実績報告より

③ **乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)**

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)は、0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業です。県では、令和8年度より全市町で本格実施が開始されることに合わせ、本制度に関する理解促進と必要な準備の周知徹底を図るため、8月にこども家庭庁の担当者を招いて、市町向け説明会を行いました。また、事業実施に向けた情報提供、助言や指導等を随時行っています。

● **乳児等通園支援事業の実施状況**

- ・ 県内では、令和6年度に松阪市(1園)で試行的に実施されました。また、令和7年度は松阪市を含めた3市町で事業を実施するにあたって、運営費の補助が行われています。(子ども・子育て支援交付金:国 3/4 補助)

○補助金の活用状況

令和7年度 津市、伊勢市、松阪市(各1施設)

(4) 保育士等の人材確保と質の向上について

県内では、保育士不足を主な要因として、待機児童が発生しており、保育士の確保は喫緊の課題となっています。県では、保育士の確保に向け、「潜在保育士の職場復帰」、「保育士の離職防止」、「新たな保育人材の確保」の3つの柱で取組を実施しました。

また、保育の質向上に向けて、保育士等に対する研修等の取組を継続して実施しています。

人材確保

① 保育士・保育所支援センター事業

令和7年度は、求職情報等の収集・発信の強化や潜在保育士等のセンター登録の促進、就労相談や就労あっせんの推進など、センターの人材バンク機能の強化に取り組んだほか、保育士支援アドバイザー等派遣事業の拡充や保育実習生受入担当者向け研修等を実施しました。

〔主な実施事業〕

実施事業	実施内容・件数・開催回数・日時等 (※R7は9月末時点)																	
(1)潜在保育士等を対象とした 就労相談、就労支援の実施	① 潜在保育士等の就労支援 求人及び求職に対する就労相談・支援																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>523</td> <td>598</td> <td>478</td> <td>540</td> <td>344</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	R6	R7※	相談件数	523	598	478	540	344					
		R3	R4	R5	R6	R7※												
	相談件数	523	598	478	540	344												
	② 就職相談会の実施																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数</td> <td>81</td> <td>96</td> <td>96</td> <td>107</td> <td>54</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	R6	R7※	実施回数	81	96	96	107	54					
		R3	R4	R5	R6	R7※												
	実施回数	81	96	96	107	54												
	③ センター登録の推進とセンター登録者への情報提供(R7 拡充) 潜在保育士をはじめ、現役保育士、保育士養成校の学生等に対してもセンター登録を推進。保育関係団体への呼びかけやセンター登録を呼びかけるチラシを配布。求人情報など提供する情報も充実。																	
	④ 潜在保育士等就労・職場復帰支援研修 eラーニング(動画配信)で5講座(2時間/1講座)以上 配信期間:令和7年9月25日~令和8年2月28日 テーマ:子どもの思いによりそう保育、子どもの発達と保育等																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受講人数</td> <td>42</td> <td>45</td> <td>106</td> <td>32</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>視聴回数</td> <td>-</td> <td>237</td> <td>442</td> <td>118</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	R6	R7※	受講人数	42	45	106	32	7	視聴回数	-	237	442	118	-
	R3	R4	R5	R6	R7※													
受講人数	42	45	106	32	7													
視聴回数	-	237	442	118	-													
⑤ 職場体験 上記④の研修受講者をはじめ、保育現場での体験を希望する者に対し、職場体験の機会を提供。																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>R3</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7※</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加人数</td> <td>10</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		R3	R4	R5	R6	R7※	参加人数	10	5	11	4	1						
	R3	R4	R5	R6	R7※													
参加人数	10	5	11	4	1													

(2)保育士離職防止に向けた取組の実施

①保育士支援アドバイザー等派遣事業(R7 拡充)

臨床心理士の資格を持つ保育士支援アドバイザーが保育所等に訪問して相談支援を実施。

	R3	R4	R5	R6	R7※
相談件数	-	-	-	45	30

◎令和6年度は、県が直営で実施。

②新任保育士就労継続支援研修

県内2か所で実施(計4回)

津 令和7年6月24日・6月30日

四日市 令和7年6月23日・7月1日

テーマ:保育現場のコミュニケーション

	R3	R4	R5	R6	R7※
受講人数	169	180	194	163	141

③保育所及び放課後児童クラブの経営者・管理者職場環境改善等研修

eラーニング(動画配信)で2講座実施(2時間/1講座)

配信期間:令和7年11月4日~12月24日

テーマ:(1)不適切保育防止、(2)ハラスメント予防

	R3	R4	R5	R6	R7※
受講人数	236	182	302	119	-
視聴回数	-	237	518	333	-

(3)新たな保育人材の確保

①保育実習生受入担当者向け研修(R7 新規)

令和7年度から実施。保育実習の質向上と保育の仕事の魅力を伝えることができる保育実習担当者を育成。

第1回 令和7年8月25日 45名

第2回 令和7年11月4日 51名

(4)保育士・保育所支援センターウェブサイトの活用

①ホームページによる情報発信(R7 拡充)

ウェブサイト「みえのほいく」に掲載する施設情報の追加・更新、求人情報の更新、保育士・園インタビューを追加掲載。令和7年度にウェブサイト进行全面改修し、情報発信力を強化。

(5)市町・他機関との連携

①市町や他機関主催の就職フェア等との連携

②市町や他機関からの保育に関する情報(就職相談会、保育士向け研修、市町の保育士支援取組等)の収集強化(R7 拡充)

③保育士確保状況等調査

市町の協力を得て、令和7年度保育士等採用状況調査を実施。調査結果について、次々頁の【参考】を参照。

② 保育士修学資金等貸付事業

保育士の安定的な確保を目的として、保育士をめざす学生等への修学資金の貸付や潜在保育士、新たに保育補助者の雇上げを行う保育所等の施設又は事業者へ貸付を行っています。

●保育士修学資金貸付

- 1 目的：保育士の資格の取得をめざす学生に修学資金を貸し付けることにより、保育士の人材確保および定着を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：指定保育士養成施設に在学し、県内の保育所等で将来保育士として働く意思があり、経済的理由により修学が困難な者
 - (2) 貸付内容：月額5万円以内（最長2年間）
＋入学準備金20万円以内（初回のみ）
（無利子、免除規定あり）
※令和6年度から、「入学準備金」を追加。
 - (3) 制度開始時期：平成27年度
- 4 令和6年度実施実績：新規貸付45人（うち、入学準備金も活用41人）
- 5 令和7年度実施状況：新規貸付51人（うち、入学準備金も活用48人）

●保育士就職支援準備金貸付

- 1 目的：潜在保育士の再就職・就労のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：以下の要件をすべて満たす者。
 - ・保育所等の施設又は事業を離職した者、又は当該施設又は事業に勤務経験のない者
 - ・保育所等に新たに勤務（週20時間以上）する者
 - (2) 貸付内容：40万円以内（1回限り、無利子、免除規定あり）
 - (3) 制度開始時期：平成28年度
- 4 令和6年度実施実績：貸付1人
- 5 令和7年度実施予定：貸付枠5人程度

●保育補助者雇上費貸付

- 1 目的：保育士の業務負担軽減を図るため、保育補助者の雇上げに必要な費用を保育事業者に貸し付けることにより、保育人材の確保を図る。
- 2 事業実施主体：社会福祉法人三重県社会福祉協議会（10/10 補助）
- 3 制度の概要
 - (1) 貸付対象：県内において、特に保育士の業務負担軽減に資する取組、保育士資格の取得を目指す保育補助者を新たに雇い上げる以下の事業を行う者
 - ①保育所及び幼保連携型認定こども園
 - ②小規模保育事業
 - ③事業所内保育事業
 - ④企業主導型保育事業
 - (2) 貸付内容：年額295万3千円以内（最長3年、無利子、免除規定あり）
 - (3) 制度開始時期：令和3年度
- 4 令和6年度実施実績：募集休止
（保育士修学資金貸付の貸付枠の拡大のため、本資金を流用）
- 5 令和7年度実施予定：貸付枠5件以内

③ 保育対策総合支援事業費補助金等

県では、保育士の業務負担軽減に取り組む事業者を支援するため、保育対策総合支援事業費補助金を活用して、事業に係る経費の一部を補助しています。

●保育体制強化事業

保育に係る周辺業務に従事する保育支援者（遊び場や遊具等の消毒・清掃など保育に係る周辺業務を行う者）を新たに配置した私立保育所等に対して補助を実施する市町に対し、補助を行います。

令和6年度実績：9市

令和7年度予定：10市町

●保育補助者雇上強化事業

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図るため、私立保育所等における保育士資格を持たない保育補助者（保育士の業務を補助する者）及び保育士として現場復帰を目指す保育士（有資格保育補助者）の雇上げ費用を支援する市町に対し、補助を行います。

令和6年度実績：2市

令和7年度予定：2市

【参考】保育所・認定こども園における保育人材の確保状況

※調査方法

県内の保育所および認定こども園における令和7年度当初に採用しなかった保育士（保育教諭）数等について調査しています。（保育士・保育所支援センター調べ）

※調査結果は、別添1参照

●採用状況

（全体）

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	926 人	正 規 534 人 (57.7%) 非正規 392 人 (42.3%)
採用できた保育士（保育教諭）数	546 人	正 規 337 人 (61.7%) 非正規 209 人 (38.3%)

※保育士（保育教諭）の充足率 59.0% 【R6:68.7%】（正規 63.1%／非正規 53.3%）

(公立施設)

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	321 人	正 規 130 人 (40.5%) 非正規 191 人 (59.5%)
採用できた保育士（保育教諭）数	206 人	正 規 114 人 (55.3%) 非正規 92 人 (44.7%)

※保育士（保育教諭）の充足率 64.2% 【R6:66.9%】（正規 87.7%／非正規 48.2%）

(私立施設)

項 目	人 数	
採用しなかった保育士（保育教諭）数	605 人	正 規 404 人 (66.8%) 非正規 201 人 (33.2%)
採用できた保育士（保育教諭）数	340 人	正 規 223 人 (65.6%) 非正規 117 人 (34.4%)

※保育士（保育教諭）の充足率 56.1% 【R6:69.5%】（正規 55.2%／非正規 58.2%）

このことから、令和7年度においても、公立・私立ともに必要とされる新規の保育人材が十分に確保できている状況になく、前年度と比較すると、特に私立園で大きく充足率が低下しており、採用状況は悪化していると考えられます。

●在職者数

令和7年4月1日現在、県内の保育所および認定こども園に在職する保育士（保育教諭）数は、8,908人（R6：9,362人）で、女性が8,667人、男性が241人でした。（男性の全体に占める在職者率は2.7%（R6：2.5%））

昨年度との比較では、在職する保育士（保育教諭）数は454人減少しています。

質の向上

① 保育士等キャリアアップ研修

保育現場において、園長、主任保育士の下で、リーダー的な役割を担う保育士等に対し、多様な課題への対応や若手の指導など、職務内容に応じた専門性の向上を図ることを目的に平成30年度から実施しています。

受講機会を確保するため、令和4年度から、全分野においてeラーニング（研修動画視聴）形式で実施しています。

〔令和6年度実施実績〕 修了者 2,403名

〔令和7年度実施実績〕 修了者 2,878名

② 人権保育専門研修

高い人権意識や専門的な知識・技能を持ち、人権保育を推進する役割を担う保育士等の養成を図るため、人権保育専門研修を実施しています。令和7年度は桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊勢、志摩、伊賀、尾鷲、熊野の各地域で8講座のべ24回実施しました。

〔令和6年度実施実績〕 修了者 612名

〔令和7年度実施実績〕 修了者 606名

③ 放課後児童健全育成事業に関する研修

放課後児童支援員認定資格研修を実施することにより、放課後児童クラブにおける放課後児童支援員の有資格者の配置を進めています。

さらに、放課後児童支援員等を対象とした資質向上研修を実施することで、放課後児童支援員のキャリアアップを図るとともに、放課後児童支援員の処遇改善につなげています。

これらの研修は、受講機会を確保するため、令和5年度からすべてをeラーニング形式で実施しています。

●放課後児童支援員認定資格研修

職務を遂行するうえで必要な知識や技能の習得等のため、「子どもを理解するための基礎知識」や「放課後児童クラブにおける子どもの育成支援」など、6項目のテーマによる認定資格研修を実施しています。

〔令和6年度実施実績〕

修了者 264名（前期：138名 後期：126名）

〔令和7年度実施実績〕

修了者 292名（前期：242名 後期：50名）

●放課後児童支援員等資質向上研修

職務を遂行するうえで必要な知識や技能の補完のため、「児童の安全管理」や「子どもの人権と倫理」を含む8テーマを設定した研修を実施しています。

さらに学びの深化のため、令和6年度から、研修動画視聴に加えて、Zoom等を活用したワーキング研修を実施しています。

〔令和6年度実施実績〕 修了者 101名

〔令和7年度実施状況〕 受講者 145名

④ 子育て支援員に関する研修

小規模保育、家庭的保育、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等の子育て支援分野において、子どもが健やかに成長できる環境が確保されるよう、支援の担い手となる人材（子育て支援員）が必要とする知識や技能等を修得するための研修を次のとおりコース別に実施しています。

これらの研修は、受講機会を確保するため、令和5年度からすべてeラーニング形式で実施しています。

（ア）地域保育コース（地域型保育）

〔令和6年度実施実績〕 修了者 68人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 53人

（イ）放課後児童コース

〔令和6年度実施実績〕 修了者 22人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 29人

（ウ）地域子育て支援コース（利用者支援事業）

〔令和6年度実施実績〕 修了者 7人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 7人

（エ）地域子育て支援コース（地域子育て支援拠点事業）

〔令和6年度実施実績〕 修了者 34人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 39人

⑤ 幼稚園教諭・保育教諭・保育士のための研修等

●公立の幼稚園教諭・保育教諭

公立の幼稚園教諭のための幼稚園等新規採用教員研修（園外研修(回数)9回、園内研修(期間)10日）および幼稚園等中堅教諭等資質向上研修については、教育公務員特例法に基づき、県教育委員会において実施しており、公立認定こども園の保育教諭についても、これに参加する形をとっています。

（ア）公立幼稚園等新規採用教員研修（三重県教育委員会主催）

〔令和6年度実施実績〕 修了者 15人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 20人

（イ）幼稚園等中堅教諭等資質向上研修（三重県教育委員会主催）

〔令和6年度実施実績〕 修了者 16人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 16人

●私立の幼稚園教諭・保育教諭

私立の幼稚園教諭や幼稚園から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修については、公立の幼稚園教諭の研修に準じた形で三重県私立幼稚園・認定こども園協会において実施しています。

9回のうち5回については、県教育委員会との公私合同研修として実施しています。

県は、三重県私立幼稚園・認定こども園協会が実施する研修に対して、補助を行い支援しています。(私立幼稚園研修等事業費補助金)

〔令和6年度実施実績〕 参加者 1,488人

〔令和7年度実施状況〕 参加予定者 1,492人

●公私立の保育士・私立の保育教諭のための新任研修

公私の保育士や保育所から移行した認定こども園の保育教諭のための新任研修の園外研修については、平成27年度から保育士・保育所支援センターにおいて、新任保育士の就業継続支援研修(採用から概ね3年程度)として実施し、参加を働きかけています。(「人材確保①保育士・保育所支援センター事業」に記載)

●保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修

県教育委員会と連携し、保育士、幼稚園教諭、保育教諭の合同研修を、子どもたちを取り巻く現状や現場のニーズに合わせて実施しています。

(ア) 乳幼児教育研修(三重県教育委員会主催)

〔令和6年度実施実績〕 修了者 143人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 214人

(イ) 乳幼児教育関連講座(三重県教育委員会主催)

〔令和6年度実施実績〕 修了者 163人

〔令和7年度実施実績〕 修了者 148人

令和7年度 保育士等採用状況調査票

市町名	公立								私立								(4)保育士(保育教諭)確保にあたり相談した機関(実施した保育所・認定こども園数)			
	(1)令和7年度初めに採用したかった保育士(保育教諭)数		(2)令和7年度初めに採用できた保育士(保育教諭)数		(3)令和7年4月1日現在の保育士(保育教諭)数		充足率		(1)令和7年度初めに採用したかった保育士(保育教諭)数		(2)令和7年度初めに採用できた保育士(保育教諭)数		(3)令和7年4月1日現在の保育士(保育教諭)数		充足率					
	正規職員A	非正規職員B	正規職員A'	非正規職員B'	男性C	女性D	正規職員A'/A	非正規職員B'/B	正規職員A	非正規職員B	正規職員A'	非正規職員B'	男性C	女性D	正規職員A'/A	非正規職員B'/B	ハローワーク(件数)	保育士・保育所支援センター(件数)	派遣会社(件数)	その他(具体的に記入)
桑名市	10	0	8	4	3	167	80%	—	35	17	18	8	5	334	51%	47%	22	0	14	保育士養成校学生支援課 3件、就職ガイダンスに参加 3件、有料職員紹介事業 20件、保育系学生就職連絡協議会の求人票、学園のホームページで求人募集各大学・専門学校に求人票を送った件数 10件、WEB求人サイト 4件
いなべ市	0	15	0	11	0	96	—	73%	16	11	11	3	3	241	69%	27%	6	0	18	法人HP・私立保育連盟主催就職ガイダンス・短大・大学に直接訪問(3件)
木曾岬町	3	2	0	1	1	13	0%	50%	0	0	0	0	0	0	—	—	1	0	2	
東員町	5	1	5	1	4	93	100%	100%	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
四日市市	36	55	34	26	14	620	94%	47%	65	31	36	9	21	655	55%	29%	20	5	22	保育教育職養成校に募集要項等を送付
菰野町	2	1	2	1	9	146	100%	100%	2	2	2	2	3	48	100%	100%	7	0	0	
朝日町	4	7	3	4	3	91	75%	57%	0	0	0	0	0	0	—	—	1	0	2	
川越町	0	23	0	3	0	67	—	13%	1	1	2	0	0	28	200%	0%	2	0	0	各短期大学・就職ガイダンス・法人が依頼している求人サイトへ掲載
鈴鹿市	8	8	8	3	5	260	100%	38%	49	30	27	27	21	744	55%	90%	8	1	27	・県私立保育連盟主催の就職ガイダンス ・知人の紹介 ・人材紹介 ・保育士紹介会社・有料求人掲載による
亀山市	2	5	1	5	5	155	50%	100%	8	5	3	2	3	88	38%	40%	0	0	1	保育士ワーカー(人材紹介)、フジスタッフ(派遣)
津市	12	16	12	16	21	714	100%	100%	92	32	43	13	34	891	47%	41%	17	2	7	知人、保育士養成校、インターネット求人
松阪市	7	8	7	8	11	300	100%	100%	40	22	20	9	15	519	50%	41%	8	3	3	新卒採用、職員による紹介、三重県内及び隣県の養成校へのアプローチ、就職ガイダンスへの参加、インターネット求人
多気町	3	2	3	0	3	80	100%	0%	4	0	4	0	1	13	100%	—	2	0	0	(公立)町広報誌、町HP
明和町	1	0	1	0	4	107	100%	—	10	1	9	1	3	66	90%	100%	3	0	0	養成校の就職担当部署へ募集要項を持参した(3園)
大台町	2	0	2	0	2	59	100%	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
伊勢市	11	29	11	5	6	294	100%	17%	30	18	19	17	10	430	63%	94%	21	7	1	知人・職員からの紹介、学生アルバイトを新規採用、養成校・大学等
鳥羽市	5	0	4	0	2	42	80%	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
志摩市	5	0	5	0	2	82	100%	—	3	0	3	0	1	48	100%	—	1	0	0	(公立)広報誌、ホームページ、公式SNS (私立)短期大学・専門学校等教育機関
玉城町	5	10	1	0	3	53	20%	0%	0	0	0	0	0	0	—	—	1	0	0	町広報誌、町ホームページおよび新聞折込チラシ
度会町	2	2	2	1	2	46	100%	50%	0	0	0	0	0	0	—	—	2	0	0	
大紀町	0	0	0	0	0	33	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
南伊勢町	2	0	2	0	0	41	100%	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
名張市	0	1	0	1	1	42	—	100%	18	10	11	8	5	254	61%	80%	2	0	1	大学への求人票送付・募集広告掲載、相談会の開催・見学の案内、直接雇用
伊賀市	2	3	1	2	7	213	50%	67%	24	17	14	17	0	218	58%	100%	15	1	5	人材紹介会社からの案内が多く、利用した。
尾鷲市	2	1	2	0	0	5	100%	0%	5	2	0	0	5	60	0%	0%	1	0	0	
熊野市	1	2	0	0	0	44	0%	0%	0	0	0	0	0	23	—	—	0	0	0	
紀北町	0	0	0	0	0	0	—	—	2	2	1	1	0	46	50%	50%	0	0	0	職員等による知人の紹介、潜在保育士(当園に勤務経験有)へ直接連絡
御浜町	0	0	0	0	2	40	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
紀宝町	0	0	0	0	1	58	—	—	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	0	
小計	130	191	114	92	111	3,961	A'/A	B'/B	404	201	223	117	130	4,706	A'/A	B'/B	140	19	103	
合計	321		206		4,072		88%	48%	605		340		4,836		55%	58%				
						令和6年度	88%	52%						令和6年度	73%	63%	社会福祉法人三重県社会福祉協議会(三重県保育士・保育所支援センター)			

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画の一部改正について

1 県計画を一部改正する理由

令和7年度から令和11年度までの子ども・子育て支援の方向性をまとめた「第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を令和7年3月に策定しましたが、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」の施行に伴い、令和8年4月より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が「乳児等のための支援給付」として給付化されるとともに、「児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」の施行に伴い、令和7年10月より保育所・保育士支援センターが法定化されることに加えて、地域限定保育士制度が創設されます。また、令和8年4月より3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業（満三歳児以上限定小規模保育事業）が創設され、国家戦略特別区域以外の地域においても、実施することが可能になります。

以上の理由により、県計画については、国指針に基づく改正を行うとともに、改正を行った市町子ども・子育て支援事業計画の内容を県計画に反映させる必要があります。

2 改正内容

① 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

・令和7年度は子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として乳児等通園支援事業が実施されましたが、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることから、「教育・保育、地域型保育及び乳児等通園支援事業」として位置付けられます。

・乳児等通園支援事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」について、各市町に対して見込み数値等の調査を行い、県計画に反映させました。（10頁）

・国指針に基づき、乳児等通園支援事業を実施する事業者と保育所等を実施する者との連携方策、従事する保育士等の人材確保に向けた方策を盛り込みます。（11頁～14頁、27頁）

② 満三歳児以上限定小規模保育事業

県計画において、満三歳児以上限定小規模保育事業について、各市町における「量の見込み」等の数値をとりまとめを行い、用語の説明（11頁）を加えたうえで、県計画に反映させました。（10頁）

③ その他

保育士・保育所支援センターの法定化及び地域限定保育士制度の創設に伴う加筆をそれぞれ行いました。（24頁）

第三期三重県子ども・子育て支援事業支援計画（新旧対照表）

資料5-2

計画ページ	改正後	現行
P.1	<p>目次 （1～2 略）</p> <p>3 教育・保育等の量の見込み、確保方策 9 （1）量の見込みの設定にあたって （2）確保方策の設定にあたって （3）教育・保育等の量の見込み、確保方策 （4）認可・認定に係る需給調整の考え方</p> <p>4 教育・保育等の一体的な提供および推進体制の確保 13 （1）認定こども園への移行に必要な支援について （2）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策 （3）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業の推進 16 （1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 （2）県が行う主な支援</p> <p>（6 略）</p> <p>7 教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 23 （1）人材確保 （2）資質の向上、専門性の確保</p> <p>（8～11 略）</p>	<p>目次 （1～2 略）</p> <p>3 教育・保育の量の見込み、確保方策 9 （1）量の見込みの設定にあたって （2）確保方策の設定にあたって （3）教育・保育の量の見込み、確保方策 （4）認可・認定に係る需給調整の考え方</p> <p>4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保 13 （1）認定こども園への移行に必要な支援について （2）教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策 （3）幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策</p> <p>5 地域子ども・子育て支援事業の推進 15 （1）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策 （2）県が行う主な支援</p> <p>（6 略）</p> <p>7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 23 （1）人材確保 （2）資質の向上、専門性の確保</p> <p>（8～11 略）</p>
P.7	<p>2 区域の設定 （1）区域設定にあたって ・ 区域とは、教育・保育 又は乳児等通園支援事業（以下、「教育・保育等」とする。）の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。 ・ 県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。</p> <p>（2）県設定区域 （ア～イ 略）</p> <p>ウ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ・ 乳児等通園支援事業は、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。</p> <p>エ 地域子ども・子育て支援事業 ・ 地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。</p>	<p>2 区域の設定 （1）区域設定にあたって ・ 区域とは、教育・保育等の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期（確保方策）を定める単位として設定するもので、県が認定こども園および保育所の認可、認定を行う際には、区域の需給調整を勘案して決定することになります。 ・ 県では、県内市町間での教育・保育の広域利用の実態等を勘案して県設定区域を定めます。</p> <p>（2）県設定区域 （ア～イ 略）</p> <p>（新規）</p> <p>ウ 地域子ども・子育て支援事業 ・ 地域子ども・子育て支援事業では、全体的に広域利用は少ないことから、29区域（市町ごと）とします。</p>

計画ページ	改正後	現行
P.9	<p>3 教育・保育等の量の見込み、確保方策</p> <p>(1) 量の見込みの設定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育等の量の見込みを算定するにあたって、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。 <p>(2) 確保方策の設定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□うして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育、<u>乳児等通園支援事業</u>の提供をめざします。 <p>(3) 教育・保育等の量の見込み、確保方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全域での量の見込み、確保方策は次ページのとおりです。 	<p>3 教育・保育の量の見込み、確保方策</p> <p>(1) 量の見込みの設定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町では、市町計画に定める各年度の教育・保育の量の見込みを算定するにあたって、子どもの保護者等を対象に利用希望等把握調査（教育・保育施設の現在の利用状況、今後の利用希望、保護者の就労状況、今後の就労見込み等）を実施しました。 <p>(2) 確保方策の設定にあたって</p> <ul style="list-style-type: none"> ・□うして定めた確保方策により、市町と連携して、待機児童の解消、すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供をめざします。 <p>(3) 教育・保育の量の見込み、確保方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県全域での量の見込み、確保方策は次ページのとおりです。

計画ページ	改正後	現行																
P. 11	<p data-bbox="492 279 667 373"><参考> ○用語の説明 (上3段略)</p> <table border="1" data-bbox="528 390 1590 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="528 390 834 459">用語</th> <th data-bbox="834 390 1590 459">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="528 459 834 1031">特定地域型保育事業</td> <td data-bbox="834 459 1590 1031"> <p data-bbox="839 537 1584 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="839 657 1584 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 693 1584 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 751 1584 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 810 1584 865">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 869 1584 957">・<u>満三歳児以上限定小規模保育</u> <u>国家戦略特別区域法に基づく特例措置が全国展開され、全国において3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1031 834 1188"><u>乳児等通園支援事業</u> <u>(こども誰でも通園制度)</u></td> <td data-bbox="834 1031 1590 1188"> <p data-bbox="839 1052 1584 1167"><u>子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援するため、0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもが、保護者の保育を必要とする事由(就労要件等)を問わず、月一定時間まで保育所等を利用できる制度。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="528 1188 1590 1230" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	特定地域型保育事業	<p data-bbox="839 537 1584 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="839 657 1584 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 693 1584 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 751 1584 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 810 1584 865">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 869 1584 957">・<u>満三歳児以上限定小規模保育</u> <u>国家戦略特別区域法に基づく特例措置が全国展開され、全国において3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設。</u></p>	<u>乳児等通園支援事業</u> <u>(こども誰でも通園制度)</u>	<p data-bbox="839 1052 1584 1167"><u>子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援するため、0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもが、保護者の保育を必要とする事由(就労要件等)を問わず、月一定時間まで保育所等を利用できる制度。</u></p>	(以下略)		<p data-bbox="1632 279 1807 373"><参考> ○用語の説明 (上3段略)</p> <table border="1" data-bbox="1650 390 2683 1230"> <thead> <tr> <th data-bbox="1650 390 1955 459">用語</th> <th data-bbox="1955 390 2683 459">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1650 459 1955 1031">特定地域型保育事業</td> <td data-bbox="1955 459 2683 1031"> <p data-bbox="1961 537 2706 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="1961 657 2706 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 693 2706 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 751 2706 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 810 2706 898">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業 <u>(新規)</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1650 1031 2683 1188" style="text-align: center;">(新規)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1650 1188 2683 1230" style="text-align: center;">(以下略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	特定地域型保育事業	<p data-bbox="1961 537 2706 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="1961 657 2706 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 693 2706 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 751 2706 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 810 2706 898">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業 <u>(新規)</u></p>	(新規)		(以下略)	
用語	説明																	
特定地域型保育事業	<p data-bbox="839 537 1584 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="839 657 1584 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 693 1584 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 751 1584 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 810 1584 865">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業</p> <p data-bbox="839 869 1584 957">・<u>満三歳児以上限定小規模保育</u> <u>国家戦略特別区域法に基づく特例措置が全国展開され、全国において3～5歳のこどものみを対象とする小規模保育事業を創設。</u></p>																	
<u>乳児等通園支援事業</u> <u>(こども誰でも通園制度)</u>	<p data-bbox="839 1052 1584 1167"><u>子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援するため、0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもが、保護者の保育を必要とする事由(就労要件等)を問わず、月一定時間まで保育所等を利用できる制度。</u></p>																	
(以下略)																		
用語	説明																	
特定地域型保育事業	<p data-bbox="1961 537 2706 653">・市町長が地域型保育給付費の支給対象施設として確認する主に満3歳未満の子どもを対象とした小規模保育事業(※1)、家庭的保育事業(※2)、居宅訪問型保育事業(※3)、事業所内保育事業(※4)</p> <p data-bbox="1961 657 2706 688">※1:利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 693 2706 747">※2:利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 751 2706 806">※3:保育を必要とする子どもの居宅で家庭的保育者による保育を行う事業</p> <p data-bbox="1961 810 2706 898">※4:事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業 <u>(新規)</u></p>																	
(新規)																		
(以下略)																		

計画ページ	改正後	現行
P. 13	<p>4 教育・保育等の一体的な提供および推進体制の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であり、満3歳以上の子どもは認定こども園、幼稚園および保育所といった連携施設において教育・保育を受けることになります。 ・ これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。 ・ なお、令和5（2023）年4月より、小規模保育事業において、市町がニーズに応じてより柔軟に判断し、満3歳以上の子どもを受け入れることができるようになりました。 ・ <u>また、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業（満3歳児以上限定小規模保育事業）が創設され、令和8（2026）年4月から実施されます。</u> <p>(3) 乳児等通園支援事業を行う者の連携方策 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、0歳6か月から満3歳未満の子どもが利用するものであり、満3歳以上の子どもは保育所、認定こども園、幼稚園といった施設において教育・保育を受けることになります。</u> ・ <u>これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と乳児等通園支援事業を行う者との連携が必要です。</u> <p>計画期間における取組内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>市町の積極的な関与を促進し、教育・保育施設と乳児等通園支援事業を行う者が円滑に連携を図ることができるよう、必要に応じて支援していきます。</u> 	<p>4 教育・保育の一体的な提供および推進体制の確保</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 教育・保育、地域型保育事業を行う者の連携方策 現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規模保育事業などの地域型保育事業は、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する施設であり、満3歳以上の子どもは認定こども園、幼稚園および保育所といった連携施設において教育・保育を受けることになります。 ・ これらの子どもが満3歳以降も適切に教育・保育を受けることができるよう、教育・保育施設と地域型保育事業を行う者との連携が必要です。 ・ なお、令和5（2023）年4月より、小規模保育事業において、市町がニーズに応じてより柔軟に判断し、満3歳以上の子どもを受け入れることができるようになりました。 <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>
	<p>(4) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策</p> <p>(以下略)</p>	<p>(3) 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校等との連携方策</p> <p>(以下略)</p>

計画ページ	改正後	現行
P. 21	<p>5 地域子ども・子育て支援事業の推進 (1) 略 (2) ア～ウ 略 <u>(削除)</u></p>	<p>5 地域子ども・子育て支援事業の推進 (1) 略 (2) ア～ウ 略 <u>エ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の促進</u> <u>現状と課題</u> ・<u>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、子どものための教育・保育給付を受けていない0歳6か月から満3歳未満の小学校就学前子どもに適切な遊びおよび生活の場を与えるとともに、子どもと保護者の心身の状況および養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行うものです。</u> ・<u>園制度は、子どもの成長の観点から、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で時間単位等の利用が可能となっています。</u> ・<u>園制度は、令和7（2025）年度は「子ども・子育て支援法」の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8（2026）年度からは「子ども・子育て支援法」に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されることとなっており、現在、利用可能時間や人員配置基準、設備基準、手引きの作成等の検討事項について、国において議論が進められています。</u> <u>計画期間における取組内容</u> ・<u>国の動向を注視し、市町に対して迅速に必要な情報を提供するとともに、令和7（2025）年度以降の市町における実施状況をふまえて、必要な支援を行っていきます。</u></p>

計画ページ	改正後	現行
P. 23	<p>7 教育・保育等、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 (1) 人材確保 ア 乳幼児期の教育・保育等に従事する者 現状と課題 ・ 県内の保育所等では、令和6（2024）年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に108人の待機児童が発生し、未だその解消には至っていません。 ・ 保育士の人材不足が待機児童発生の主な要因の1つに挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の確保・向上を図るためにも、保育士の確保は急務となっています。 ・ 日重県保育士・保育所支援センターでは、保育士資格を持っていても保育所等に就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の現場復帰のための支援を行っており、意欲のある潜在保育士を保育所等での就労につなげる取組を強化する必要があります。 ・ <u>保育士・保育所支援センターについては、令和7年4月に改正された児童福祉法で法定化されたことから、これまでの取組に加え、同法に基づく取組を進めていく必要があります。</u> （以下略）</p>	<p>7 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の従事者の確保、資質の向上等 (1) 人材確保 ア 乳幼児期の教育・保育等に従事する者 現状と課題 ・ 県内の保育所等では、令和6（2024）年4月1日現在、0～2歳の低年齢児を中心に108人の待機児童が発生し、未だその解消には至っていません。 ・ 保育士の人材不足が待機児童発生の主な要因の1つに挙げられており、待機児童の解消を図るとともに、保育の質の確保・向上を図るためにも、保育士の確保は急務となっています。 ・ 日重県保育士・保育所支援センターでは、保育士資格を持っていても保育所等に就業していない者（以下「潜在保育士」という。）の現場復帰のための支援を行っており、意欲のある潜在保育士を保育所等での就労につなげる取組を強化する必要があります。 <u>（新規）</u> （以下略）</p>
P. 24	<p>計画期間における取組内容 ・ <u>令和7年4月の児童福祉法の改正（同年10月施行）により、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後3年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県以外でも業務を行うことが可能な資格である「地域限定保育士」制度が創設されたことから、地域限定保育士試験を実施し、保育士の確保を図ります。</u></p>	<p>計画期間における取組内容 <u>（新規）</u></p>
P. 26	<p>(2) 資質の向上、専門性の確保 ア 乳幼児期の教育・保育等に従事する者 計画期間における取組内容 ・ 保育士等の資質向上や専門性の確保に向け、処遇改善につながるキャリアアップ研修や、子どもの人権を尊重した保育を実践するための人権保育研修、<u>乳児等通園支援事業</u>の従事者への研修等を実施します。 （以下略）</p>	<p>(2) 資質の向上、専門性の確保 ア 乳幼児期の教育・保育等に従事する者 計画期間における取組内容 ・ 保育士等の資質向上や専門性の確保に向け、処遇改善につながるキャリアアップ研修や、子どもの人権を尊重した保育を実践するための人権保育研修の従事者への研修等を実施します。 ・ あわせて、保育所等において質の高い教育・保育が提供されるよう、保育士等を対象 （以下略）</p>

【改正後】

●各年度の県全域の教育・保育等の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

県全域

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度		
		実績	計画	計画	計画	計画	計画		
①量の見込み	1号認定		10,348	9,804	9,262	8,693	8,313		
	2号認定		23,944	23,268	22,456	21,614	21,173		
	3号認定	0歳		2,392	2,375	2,352	2,316	2,116	
		1歳		5,457	5,542	5,499	5,453	5,404	
		2歳		825	6,272	6,722	6,687	6,267	
	小計		8,674	14,189	14,573	14,456	13,787		
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定	10,170	10,444	9,753	9,376	9,102	8,991	
		2号認定	26,565	26,666	26,655	26,463	26,392	26,400	
		3号認定	0歳	2,512	2,618	2,601	2,611	2,600	2,638
			1・2歳	12,681	12,763	12,692	12,724	12,697	12,724
			小計	15,193	15,381	15,293	15,335	15,297	15,362
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定	30	25	29	22	21	20	
		2号認定	89	82	80	78	75	75	
		3号認定	0歳	13	10	10	10	10	10
			1・2歳	47	39	39	39	39	39
			小計	60	49	49	49	49	49
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定	6,512	6,045	6,044	6,043	6,041	6,041	
		2号認定	0	0	0	0	0	0	
	幼稚園 + 預かり保育	1号認定	0	0	0	0	0	0	
		2号認定	259	311	295	285	280	287	
	地域型 保育事業	2号認定 (満三歳児以上限定小規模 保育事業を含む)	3	3	3	3	3	3	
		3号認定	0歳	134	152	163	162	161	166
			1・2歳	468	519	541	539	537	547
			小計	602	671	704	701	698	713
	認可外 保育施設	2号認定	2	2	2	2	2	2	
		3号認定	0歳	4	8	8	8	8	13
			1・2歳	18	41	41	41	41	45
			小計	22	49	49	49	49	58
	企業主導型 保育施設 の地域枠	2号認定	38	32	32	32	32	32	
3号認定		0歳	23	20	20	20	20	20	
		1・2歳	56	53	53	53	53	53	
		小計	79	73	73	73	73	73	
認定区分別	1号認定・合計	16,712	16,514	15,826	15,441	15,164	15,052		
	2号認定・合計	26,956	27,096	27,067	26,863	26,784	26,799		
	3号認定 ・ 合計	0歳	2,686	2,808	2,802	2,811	2,799	2,847	
		1・2歳	13,270	13,415	13,366	13,396	13,367	13,408	
		小計	15,956	16,223	16,168	16,207	16,166	16,255	
確保の内容 - 量の見込み (②-①)	1号		6,166	6,022	6,179	6,471	6,739		
	2号		3,152	3,799	4,407	5,170	5,626		
	3号	0歳		416	427	459	483	731	
		1・2歳		7,133	1,552	1,175	1,227	1,737	
		小計		7,549	1,979	1,634	1,710	2,468	
乳児等通園 支援事業	量の見込み	0歳児・延べ人数		1,219	1,212	1,205	1,180		
		1歳児・延べ人数		1,249	1,222	1,218	1,218		
		2歳児・延べ人数		978	981	971	972		
	確保の内容	0歳児・延べ人数		1,370	1,428	1,539	1,845		
		1歳児・延べ人数		932	1,016	1,095	1,403		
		2歳児・延べ人数		843	909	991	1,287		

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

※乳児等通園支援事業について、量の見込み及び確保方策の単位は「人日/月」とします。

【現行】

●各年度の県全域の教育・保育の量の見込み、確保方策(※1号認定の区域別に集計)

県合計

単位:人

			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
			実績	計画	計画	計画	計画	計画	
①量の見込み	1号認定			9397	9940	9446	8869	8465	
	2号認定			22300	23286	22564	21708	21231	
	3号認定	0歳		2229	2368	2343	2310	2296	
		1歳		5087	5522	5478	5433	5387	
		2歳		6308	6530	6621	6559	6508	
		小計		13624	14420	14442	14302	14191	
②確保の内容	特定教育 保育施設	1号認定		9496	10106	9863	9506	9232	9121
		2号認定		24991	26566	26636	26483	26412	26420
		3号認定	0歳	2394	2568	2596	2606	2595	2633
			1・2歳	11893	12662	12720	12721	12694	12721
			小計	14287	15230	15316	15327	15289	15354
	特定教育 保育施設 (広域調整分)	1号認定		30	21	26	19	18	17
		2号認定		89	82	80	78	75	75
		3号認定	0歳	13	10	10	10	10	10
			1・2歳	47	39	39	39	39	39
			小計	60	49	49	49	49	49
	確認を 受けない 幼稚園	1号認定		5930	5857	6044	6043	6041	6041
		2号認定		-	-	-	-	-	-
	幼稚園 + 預かり保育	1号認定		-	-	-	-	-	-
		2号認定		259	301	290	285	280	287
	地域型 保育事業	2号認定		3	3	3	3	3	3
3号認定		0歳	126	142	151	150	149	154	
		1・2歳	442	506	517	515	513	523	
		小計	568	648	668	665	662	677	
認可外 保育施設	2号認定		-	-	-	-	-	-	
	3号認定	0歳	3	7	7	7	7	12	
		1・2歳	16	39	39	39	39	43	
		小計	19	46	46	46	46	55	
企業主導型 保育施設 の地域枠	2号認定		38	32	32	32	32	32	
	3号認定	0歳	23	20	20	20	20	20	
		1・2歳	56	53	53	53	53	53	
		小計	79	73	73	73	73	73	
認定区分別	1号認定・合計		15456	15984	15933	15568	15291	15179	
	2号認定・合計		25380	26984	27041	26881	26802	26817	
	3号認定 ・ 合計	0歳	2559	2747	2784	2793	2781	2829	
		1・2歳	12454	13299	13368	13367	13338	13379	
		小計	15013	16046	16152	16160	16119	16208	
確保の内容 - 量の見込み (②-①)	1号			6587	5993	6122	6422	6714	
	2号			4684	3755	4317	5094	5586	
	3号	0歳		518	416	450	471	533	
		1・2歳		1904	1316	1268	1346	1484	
		小計		2422	1732	1718	1817	2017	

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※特定教育保育施設(広域調整分)について、確保の内容を過去の実績に基づき算出している市町もあります。

【改正後】

●各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

県全域

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年		14,623	14,700	14,740	14,870	14,874	人
		高学年		5,141	5,215	5,282	5,394	5,446	
		合計		19,764	19,915	20,022	20,264	20,320	
	確保の内容	登録児童数	20,167	20,999	21,508	21,881	22,158	22,364	
延長保育事業	量の見込み	実人数		5,283	5,167	5,057	4,927	4,846	人
	確保の内容	実人数	5,428	5,531	5,427	5,322	5,201	5,150	
病児保育、 ファミリー・サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数		11,327	11,494	11,698	11,880	12,175	人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育	8,827	18,898	19,599	19,579	19,556	19,615	
		ファミサポ	104	215	211	208	205	202	
		合計	8,931	19,113	19,810	19,787	19,761	19,817	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用		192,768	184,349	179,606	172,909	168,965	人日
		2号認定による利用		252,707	246,078	239,154	230,032	225,143	
		合計(延べ人数)		445,475	430,427	418,760	402,941	394,108	
	確保の内容	延べ人数	486,430	579,225	570,299	567,455	558,545	553,766	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数		52,704	52,328	52,223	52,088	52,524	人日
	確保の内容	延べ人数	38,018	56,307	57,058	57,390	57,820	58,628	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数		132,137	132,783	134,837	135,314	135,893	人回/月
	確保の内容	施設数	132	759	664	632	636	662	箇所
利用者支援事業 (*)利用者支援事業(基本 型)の財政支援を受けてい ない地域子育て相談機関 を含む。	量の見込み	施設数		76	76	76	76	76	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	42	44	43	43	43	43	
		こども家庭センター型	31	34	36	36	36	36	
		合計	73	78	79	79	79	79	
		地域子育て相談機関 (*)	3	11	11	11	11	11	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ		2,436	2,450	2,487	2,515	2,549	人日
		トワイライトステイ		6	6	6	6	6	
		合計		2,442	2,456	2,493	2,521	2,555	
	確保の内容	延べ人数		2,105	2,142	2,185	2,228	2,275	
ファミリー・サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数		18,953	19,110	19,234	19,324	19,420	人日
	確保の内容	延べ人数	17,619	19,801	19,985	20,132	20,251	20,376	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	10,432	9,873	9,709	9,547	9,390	9,234	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3,430	3,206	3,220	3,231	3,235	3,242	件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数		3,693	3,781	3,776	3,775	3,770	人日
	確保の内容	延べ人数		3,247	3,387	3,471	3,565	3,657	
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数		1,661	1,881	2,080	9,459	9,659	人
	確保の内容	実人数	1,611	1,627	1,847	2,080	20,229	20,429	
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数		394	407	422	426	431	人
	確保の内容	実人数	105	360	375	390	419	424	
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	面談実施合計回数		29,083	28,620	28,194	27,761	27,361	回
	確保の内容	こども家庭センター (または、その代替 となる拠点)	-	24,861	24,470	24,095	23,706	23,353	回
		上記以外で業務委託	-	2,564	2,547	2,527	2,506	2,488	
乳児等通園 支援事業	量の見込み	0歳児・延べ人数		142					人日/月
		1歳児・延べ人数		142					
		2歳児・延べ人数		146					
	確保の内容	0歳児・延べ人数	-	32					
		1歳児・延べ人数	-	11					
		2歳児・延べ人数	-	8					
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数		4,704	5,570	6,154	6,715	7,345	人日
	確保の内容	延べ人数	-	4,514	5,266	5,729	6,200	6,722	
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	108,456	104,065	102,151	100,260	98,529	96,855	人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。
 ※「乳児等通園支援事業」は、令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施し、
 令和8(2026)年度から子ども・子育て支援法に基づく「新たな給付」として実施します。

【現行】

●各年度の市町の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策

県全域

			令和6年度 (実績)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位
放課後児童 健全育成事業	量の見込み	低学年		14,623	14,700	14,740	14,870	14,874	人
		高学年		5,141	5,215	5,282	5,394	5,446	
		合計		19,764	19,915	20,022	20,264	20,320	
	確保の内容	登録児童数	20,167	20,999	21,508	21,881	22,158	22,364	
延長保育事業	量の見込み	実人数		5,283	5,167	5,057	4,927	4,846	人
	確保の内容	実人数	5,428	5,531	5,427	5,322	5,201	5,150	
病児保育、 ファミリー・サポート・ センター事業 (病児・緊急 対応強化事業)	量の見込み	延べ人数		11,327	11,494	11,698	11,880	12,175	人日
	確保の内容 (延べ人数)	病児保育	8,827	18,898	19,599	19,579	19,556	19,615	
		ファミサポ	104	215	211	208	205	202	
		合計	8,931	19,113	19,810	19,787	19,761	19,817	
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	1号認定による利用		192,768	184,349	179,606	172,909	168,965	人日
		2号認定による利用		252,707	246,078	239,154	230,032	225,143	
		合計(延べ人数)		445,475	430,427	418,760	402,941	394,108	
	確保の内容	延べ人数	486,430	579,225	570,299	567,455	558,545	553,766	
一時預かり事業 (幼稚園型以外)	量の見込み	延べ人数		52,704	52,328	52,223	52,088	52,524	人日
	確保の内容	延べ人数	38,018	56,307	57,058	57,390	57,820	58,628	
地域子育て 支援拠点事業	量の見込み	月延べ利用人数		132,137	132,783	134,837	135,314	135,893	人回/月
	確保の内容	施設数	132	759	664	632	636	662	
利用者支援事業 (*)利用者支援事業(基本 型)の財政支援を受けてい ない地域子育て相談機関を 含む。	量の見込み	施設数		76	76	76	76	76	箇所
	確保の内容 (施設数)	基本型・特定型	42	44	43	43	43	43	
		こども家庭センター型	31	34	36	36	36	36	
		合計	73	78	79	79	79	79	
		地域子育て相談機関 (*)	3	11	11	11	11	11	
子育て短期 支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	量の見込み (延べ人数)	ショートステイ		2,436	2,450	2,487	2,515	2,549	人日
		トワイライトステイ		6	6	6	6	6	
		合計		2,442	2,456	2,493	2,521	2,555	
	確保の内容	延べ人数	1,499	2,105	2,142	2,185	2,228	2,275	
ファミリー・サポート・ センター事業 ※病児・緊急対応 強化事業以外	量の見込み	延べ人数		18,953	19,110	19,234	19,324	19,420	人日
	確保の内容	延べ人数	17,619	19,801	19,985	20,132	20,251	20,376	
乳児家庭全戸 訪問事業	量の見込み	訪問家庭数	10,432	9,873	9,709	9,547	9,390	9,234	件
養育支援 訪問事業	量の見込み	訪問延べ件数	3,430	3,206	3,220	3,231	3,235	3,242	件
子育て世帯 訪問支援事業	量の見込み	延べ人数		3,693	3,781	3,776	3,775	3,770	人日
	確保の内容	延べ人数	903	3,247	3,387	3,471	3,565	3,657	
児童育成支援 拠点事業	量の見込み	実人数		1,661	1,881	2,080	9,459	9,659	人
	確保の内容	実人数	1,611	1,627	1,847	2,080	20,229	20,429	
親子関係形成 支援事業	量の見込み	実人数		394	407	422	426	431	人
	確保の内容	実人数	105	360	375	390	419	424	
妊婦等包括 相談支援事業	量の見込み	面談実施合計回数		29,083	28,620	28,194	27,761	27,361	回
	確保の内容	こども家庭センター (または、その代替 となる拠点)	-	24,861	24,470	24,095	23,706	23,353	回
		上記以外で業務委託	-	2,564	2,547	2,527	2,506	2,488	
乳児等通園 支援事業	量の見込み	0歳児・延べ人数							人日
		1歳児・延べ人数							
		2歳児・延べ人数							
	確保の内容	0歳児・延べ人数	-						
		1歳児・延べ人数	-						
2歳児・延べ人数		-							
産後ケア事業	量の見込み	延べ人数		4,704	5,570	6,154	6,715	7,345	人日
	確保の内容	延べ人数	-	4,514	5,266	5,729	6,200	6,722	
妊産婦検診	量の見込み	検診回数	108,456	104,065	102,151	100,260	98,529	96,855	人回

※市町の子ども・子育て支援事業計画の策定と同時進行であるため、県計画の数値と市町計画の数値は異なる場合があります。

※「乳児等通園支援事業」は、令和7(2025)年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として実施し、令和8(2026)年度から子ども・子育て支援法に基づく「新たな給付」として実施します。

※「乳児等通園支援事業」について、今回の計画策定時に「量の見込み・確保の内容」を設定しない市町があるため、県全体としての集計は提示せず、空白としています。なお、県全体は、令和7(2025)年度以降、すべての市町から出揃った段階で集計します。

① 制度の現状・背景

施行日：令和7年10月1日

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある**。
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある**。
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を发出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

② 改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

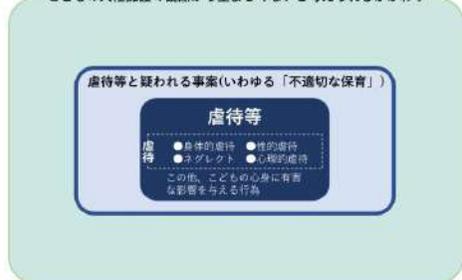
概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和5年5月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和6年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその1つ1つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき。**
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の4つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理。**
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

ガイドライン目次

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）について
3. 保育所等における虐待について
 - (1) 虐待について
 - (2) 「不適切な保育」について

II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
 - (1) こどもの権利擁護について
 - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2. 市町村等への相談
 - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
 - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
4. さらにより良い保育を目指す

III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2. 虐待対応の全体像と体制整備について
 - (1) 虐待対応の全体像
 - (2) 体制整備
3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
 - (1) 通報受理時に確認する事項等
 - (2) 個人情報保護との関係
 - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
4. 事実確認の準備と実施
 - (1) 通報内容の情報共有の実施
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
 - (4) 初動対応の決定
 - (5) 事実確認の実施
5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 - (1) 虐待の具体的な判断過程
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 虐待と判断される行為の指標
 - (4) 指標に基づく判断の具体例について
 - (5) 判断後の対応
 - (6) 虐待と判断した場合の対応
 - (7) フォローアップ
 - (8) 児童福祉審議会への報告等
 - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

IV 参考資料

対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、

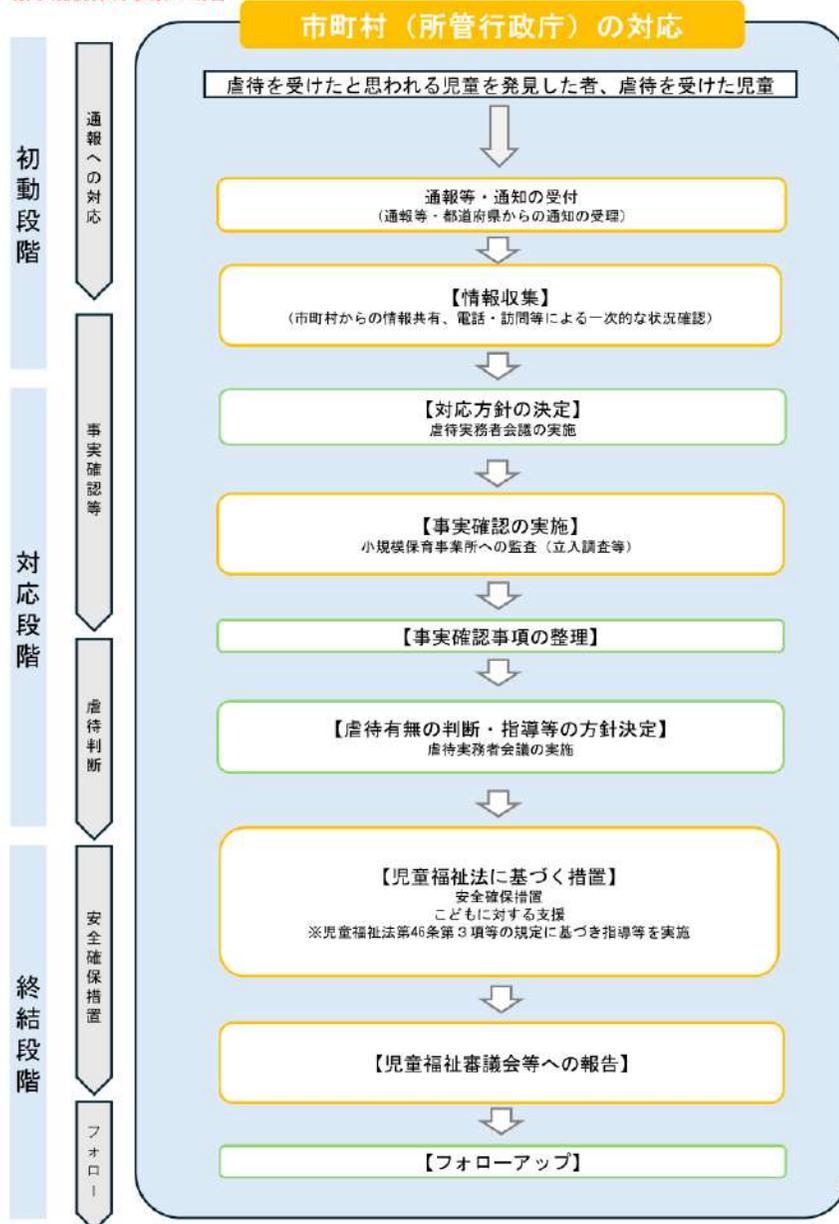
- ① 情報収集・事実確認
- ② 虐待有無の判断・指導等の方針決定
- ③ 安全確保措置の実施・こどもに対する支援
- ④ 児童福祉審議会等への報告

等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※ 保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

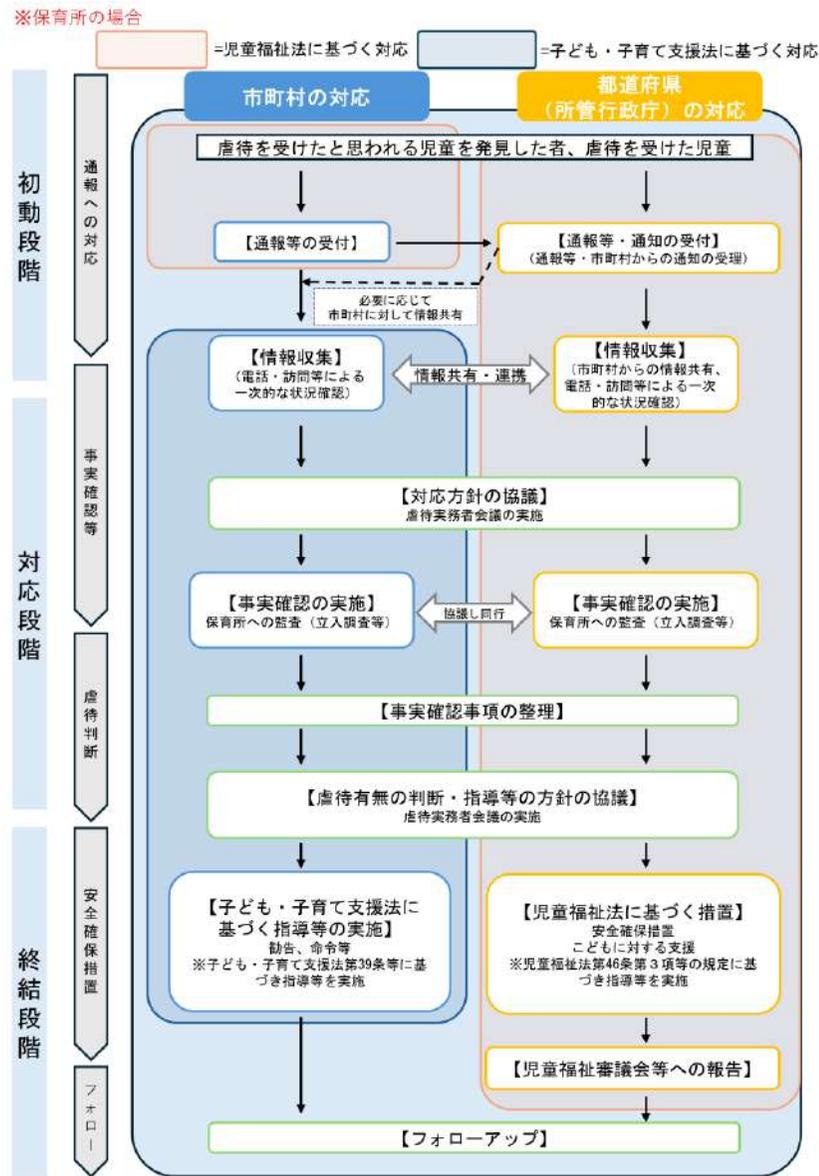
※小規模保育事業の場合



都道府県・市町村の連携

- ◆たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合に必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
- ◆都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。



こどもまんなか
こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

児童福祉審議会等への報告

- ◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあつては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であつて措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- ◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- ◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたとと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

- ◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。
 ※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

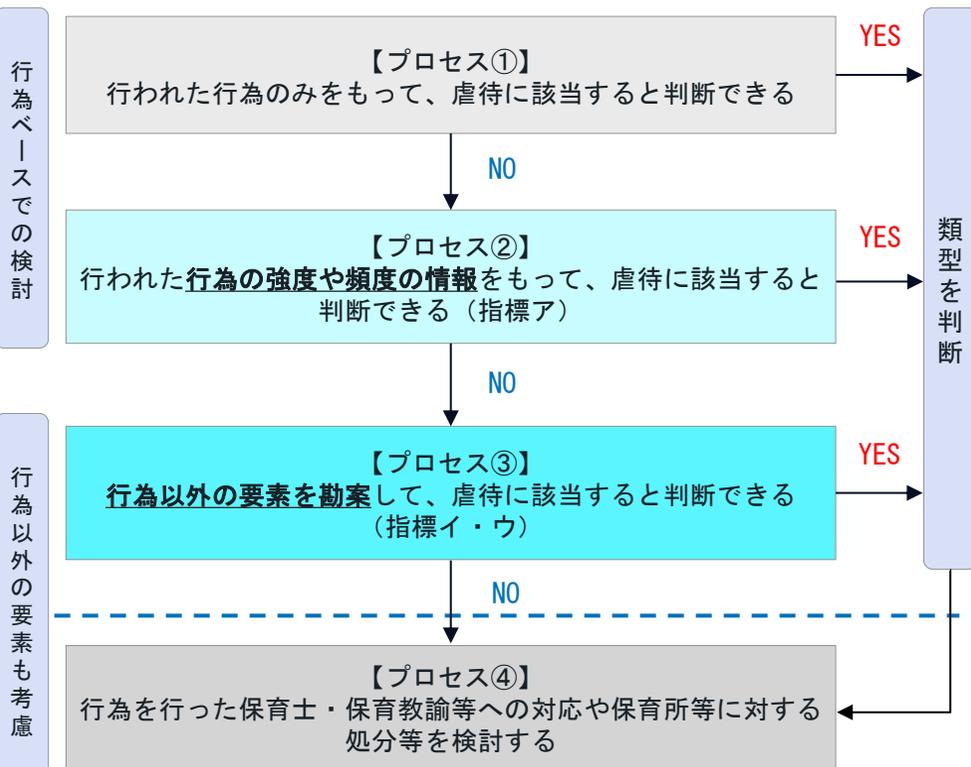
市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものと考えられる。

虐待に係る判断プロセス



判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。
 - ア 行為の強度・頻度
 - イ 保育士・保育教諭等の意図
 - ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
<p>3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、<u>「苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。</u></p> <p>（考え方のポイント）</p> <p>【プロセス①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行為に着目すると、「大声で注意している点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。 ○ また、「こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。 <p>【プロセス②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一方で、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」といった行為が「毎日のように繰り返し」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。 <p>（【プロセス③】）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ なお、当初は「苦手を克服させる意図」であったが、その後、「嫌がるこどもに無理やり食べさせる」以外の他の方法を検討せずと同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。 ○ 保育士による行為の結果、こどもは「保育園に行きたがらなくなった」であり、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。 	虐待

※ 行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

子ども性暴力防止法について

子ども家庭庁

支援局 総務課

子ども性暴力防止法施行準備室

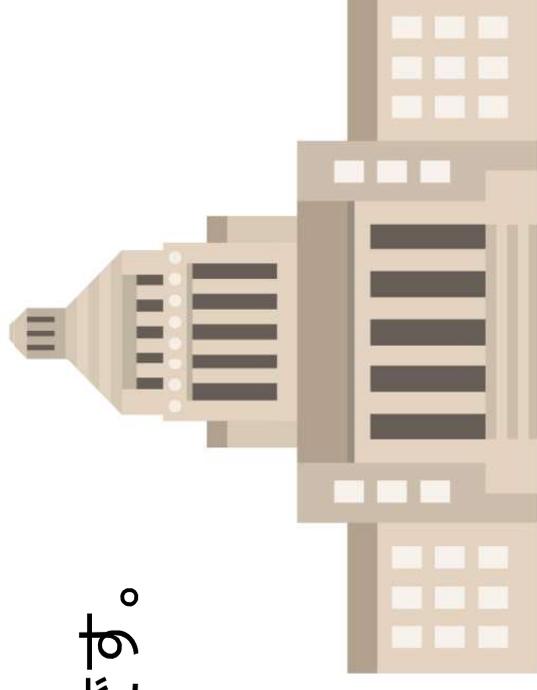
こどもまんなか

子ども家庭庁

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、
こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、
2024年6月「**こども性暴力防止法**」が成立しました。

この法律で定められている取組は、
2026年12月25日に施行される予定です。



【参考】こども性暴力防止法の概要

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号))

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服従規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等(第5条第1項等)
- ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ 研修(第8条等)

2 被害が疑われる場合の対応

- ・ 調査(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の保護・支援(第7条第2項等)

4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ ①～③を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置(教育・保育等の業務に従事させないなど)**を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。詳細はガイドラインで示す予定。

3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - － 学校設置者等の現職者
 - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
 - － 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)

情報管理措置

防止措置

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施(定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等)。

施行期日: 令和8年12月25日を予定(公布の日(令和6年6月26日)から起算して2年6月を超えない範囲において政令で定める日)

性暴力とは？

性暴力とは

- 「**性暴力**」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。
- また、教育・保育などの場において、性暴力を防止していくためには、性暴力につながる可能性がある「**不適切な行為**」についても、皆で注意し、防止していくことが必要です。

「性暴力」の例

- 身体への接触・性交など
- ポルノ等を見せる など
- わいせつな言動
- のぞき、盗撮 など

「不適切な行為」の例

- こどもとSNS上で私的なやり取りを行う
- 私物スマートフォンでこどもの写真を撮影する
- 休日にこどもと二人きりで会う など



制度の対象について

こどもたちが大人から勉強やスポーツなどを教えてもらう場所、保育などを受ける場所、
そこでこどもに接して働く人たちが「こども性暴力防止法」の対象になります。

公立・私立を問わず全ての事業者



- 学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
- 専修学校（高等課程）
- 認定こども園
- 児童相談所
- 児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
- 指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
- 登録一時保護委託者

国の「認定」を受けた事業者

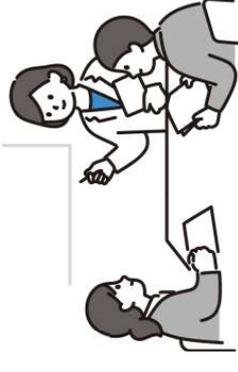


- 専修学校（一般課程）・各種学校（准看護学校、インターナショナルスクール等）
- 高等学校の過程に類する教育事業（職業能力開発校の中学卒業生対象コース等）
- 民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）
- 児童福祉法上の届出対象事業等
指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童クラブ等、子育て短期支援事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、認可外保育施設
- 指定障害福祉サービス事業（障害児対象）
居宅介護事業、同行援助事業、行動援助事業、短期入所事業又は重度障害者等包括支援事業

法律で定められた性暴力を防ぐための取組

事業者は、**法律で定められた性暴力を防ぐための取組（安全確保措置）**

を実施する必要があります。



日頃から取り組むこと

- いちはやく異変に気づくことができるような仕組みを整える（例：**面談やアンケート**）。
- こどもたちが性暴力について**相談しやすい仕組み**を整える。
- こどもと接する仕事に就く人たち（先生など）は性暴力を防ぐための**研修**を受ける。

性暴力が起こった場合に取り組むこと

- こどもたちの人権を大切にし、心を傷つけないように**調査（聴き取りなど）**を行う。
- こどもたちが安心して教育や保育を受けられるように**保護・支援**を行う。

性犯罪を繰り返させないために取り組むこと

- こどもと接する仕事に就く人が、**過去に性犯罪を犯していないかの確認（犯罪事実確認）**を行う。
- 過去に性犯罪を犯していた場合や、調査から性加害を行っていたことが分かった場合等には、性暴力のおそれがあるとの判断の下、**こどもに接する業務に就かせない（防止措置）**。

犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組

事業者は、**犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組（情報管理措置）**を実施する必要があります。

日ごろから取り組むこと



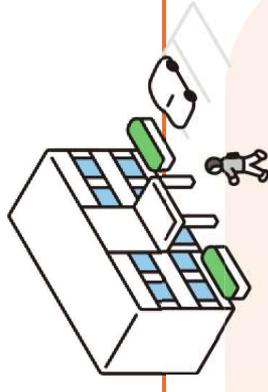
- 犯歴という非常に機微な情報について、適正に管理を行う。
- 犯歴情報を適正に管理するためのルール（情報管理規程）を整える。
- **犯歴情報を扱う者を必要最小限に限定する。**
- **新たに開発するシステムでのみ犯歴情報を扱う**（別の記録・保存は極力控える）。
- 犯歴情報を扱う情報端末のセキュリティ環境を整える。

情報漏えい等が起こった場合に取り組むこと

- 万が一、漏えいなどの重大な事態が発生した場合、国（こども家庭庁）に直ちに報告。（場合によっては、個人情報保護委員会への報告も必要）

⚠ 犯罪事実確認によって得た従事者の性犯歴を、みだりに他人に教えるなどした場合は、法に基づき刑事罰が科されるだけでなく、民事上の損害賠償請求の対象となり得ます。

本法における自治体の役割



自治体の3つの役割

- 自治体は、主体別に以下の3つの役割を担うこととなります。

① 「学校設置者等」(法の義務対象)としての自治体の役割

⇒ 法の義務対象事業者として、求められる各措置を講じる必要があります。

例) 都道府県教育委員会が設置する都道府県立学校の教職員の犯罪事実確認等

② 「義務対象事業の所轄庁」としての自治体の役割

⇒ 法附則により改正された学校教育法、児童福祉法等の規定により、所轄する義務対象事業者(※)が法に基づき行う取組について監督等を行う必要があります。

また、施行当初には、所轄する義務対象事業者について、
手続を行うシステムへのとりまとめなども行っていただく必要があります。

(※) 都道府県が所轄する私立の学校、児童福祉施設等

③ 「民間教育保育等事業者」(法の認定対象)としての自治体の役割

⇒ 自治体が認定対象事業の実施主体である場合、必要に応じて認定を取得し、
求められる各措置を講じる必要があります。

例) 市区町村が実施する放課後児童クラブ

こども性暴力防止に向けた総合的な対策の推進

- 「こども性暴力防止法」を起点として、こども家庭庁が中心となり、政府全体・関係業界を挙げて、こども性暴力防止に向けた**施策を総動員**（法的・予算的措置の両面）。**総合的な対策を推進**。

児童対象性暴力の防止に関する法律案（通称「こども性暴力防止法」）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務等

塾などの民間事業者を含め広く事業者の責務を明確化

- 学校設置者等：学校、児童福祉施設等この法律で義務対象となる事業者
民間教育保育等事業者：学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等この法律で認定対象となる事業者
- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者の責務
 - ・ 教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止に努める
 - ・ 児童対象性暴力等の被害児童等を適切に保護する

○ 国の責務

- ・ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者がその責務を確実に果たすことができるようにするため、必要な情報の提供、制度の整備等の施策を実施

こどもの安全を確保するための措置 (学校設置者等、民間教育保育等事業者（認定事業者）)

再犯対策のみならず9割を占める初犯対策・予防策を徹底する。

初犯対策

- (1) こどもの安全を確保するために日頃から講ずべき措置
 - ・ 教員等の研修
 - ・ 危険の早期把握のための児童等との面談等
 - ・ 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）
- (2) 被害が疑われる場合の措置
 - ・ 調査
 - ・ 被害児童の保護

性犯罪前科の有無の確認の結果、面談等、児童等からの相談の内容その他の事情を踏まえ、その者による児童対象性暴力等が行われるおそれありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育、保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※（3）性犯罪前科有りのときは、児童対象性暴力等が行われるおそれありとして、防止措置は必須。
防止措置の内容については、ガイドライン等を検討

再犯対策

- (3) 対象となる性犯罪前科の有無の確認 現職者も3年以内確認

こども・若者の性被害防止のための総合的対策

- 「子供の性被害防止プラン2022」「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」等を着実に実行するとともに、政府一丸となり、こども・若者の性被害防止対策を進めるため、
 - ①加害の防止、②相談・被害申告をしやすくする、③被害者支援、④治療・更生、の4つの観点から、関係府省庁で連携して、取り組むべき総合的な対策を新たにとりまとめ（関係府省庁）

各制度の相互補完

- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律又は児童福祉法に基づく児童生徒性暴力等を行った教育職員や保育士の資格管理の厳格化と相まって、効果的にこどもの安全を確保（文科省・こども家庭庁）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）概要 ※令和3年6月4日公布

※令和5年6月23日公布の刑法等一部改正法及び性的姿態撮影等処罰法の規定により令和5年7月13日一部改正

骨子

- 児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的。
- 「児童生徒性暴力等」などの定義のほか、**教育職員等による児童生徒性暴力等の禁止**、基本理念（**学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等**）、**文部科学大臣による基本的な指針の作成**、児童生徒性暴力等の防止・早期発見・対処に関する措置（**データベースの整備等**）、特定免許状失効者等に対する免許状授与の特例等について規定。
- 施行日：データベース関係の規定以外は、**令和4年4月1日**。データベース関係の規定は、**令和5年4月1日**。

定義（ポイント）

児童生徒等：学校に在籍する幼児・児童又は生徒、十八歳未満の者

教育職員等：教育職員、校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員

特定免許状失効者等：児童生徒性暴力等を行ったことにより、教員免許状が失効又は免許状取上げ処分となった者

児童生徒性暴力等（第2条第3項）：

- ① 児童生徒等に性交等を行うこと又は性交等をさせること、
- ② 児童生徒等にわいせつ行為を行うこと又はわいせつ行為をさせること、
- ③ 刑法第182条(面会要求、自撮り要求等)、児童ポルノ法、性的姿態撮影等処罰法違反の行為、
- ④ 痴漢行為又は盗撮行為、
- ⑤ 児童生徒等に対する悪質なセクハラ

※ 刑事罰とならない行為も含み、**児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無を問わない**。

法が定める各施策

基本的な指針

- 各施策を総合的かつ効果的に推進するため文部科学大臣が策定。（第12条）
※ 作成・変更の際は内閣総理大臣（こども家庭庁）との協議を実施。
- 法に定める内容の他、右の内容等を明記。

- 児童生徒性暴力等については原則懲戒免職処分とするべきこと
- データベースには、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積
- 採用希望者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を実施

防止に関する措置

- **教育職員等・児童生徒等に対する啓発**（第13条・第14条）
 - 教育職員等や養成課程の履修学生への啓発等
 - 児童生徒等に対し、何人からも自己の身体を侵害されてはならないこと等を啓発
- **特定免許状失効者等に関するデータベース**（第7条・第15条）
 - 国によるデータベースの整備、都道府県 教委による迅速な記録の実施教育職員等の任命権者等による、任命又は雇用の際のデータベースの活用義務
- **児童生徒性暴力等対策連絡協議会**（第16条）
 - 関係機関等の連携を図るため、学校・教委・都道府県警察等により構成

早期発見・対処に関する措置

- **早期発見のための措置**（第17条）
 - 定期的な調査等の実施、相談体制の整備
- **児童生徒性暴力等に対する措置**（第18条・第19条）
 - 相談を受けた者は学校又は学校の設置者へ通報（犯罪の疑いがあれば所轄警察署へ速やかに通報）
 - 学校は通報等があれば学校の設置者へ直ちに通報（犯罪と認める場合は所轄警察署に直ちに通報・連携）
 - 報告を受けた学校の設置者は専門家の協力を得て自ら必要な調査を実施
- **学校に在籍する児童生徒等の保護・支援**（第20条）
⇒ 上記の規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者についても準用（第21条）

教育職員免許法の特例

- **特定免許状失効者等に対する再授与**（第22条）
 - 免許状の失効等の原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、改善更生の状況等より再授与が適当であると認められる場合に限り、都道府県教委（授与権者）は、免許状の再授与が可能
 - 再授与に当たっては、予め、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこと
- **都道府県教育職員免許状再授与審査会**（第23条）
 - 都道府県教委に設置
 - 組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令において規定

附則

- 児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等に関する、政府の検討及び所要の措置の実施。
- 法の施行後3年を目途として、法の施行の状況に関する検討及び所要の措置の実施。

- 令和4年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第66号）により、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定を整備。
 - ※ 資格管理の厳格化に関する改正法の規定は令和5年4月1日施行。データベースに係る規定は令和6年4月1日施行。
- 改正法を踏まえ、都道府県において資格管理の厳格化に関する運用が適切に実施されるよう基本的な考え方等を示すとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児童生徒性暴力等への対処に関する施策を総合的かつ効果的に推進するために基本指針を策定。（令和5年3月27日付けで厚生労働省子ども家庭局長通知として発出、令和6年3月27日改訂）

改正法の内容

- 改正法においては、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理の厳格化に関し、以下の事項を規定している。
 - (1) 欠格期間の見直し
 - (2) 児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合について、保育士登録を取り消さなければならない事由に追加
 - (3) 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者及びこれら以外の者のうち保育士登録を受けた日以後に児童生徒性暴力等を行っていたことが判明した者（以下「特定登録取消者」という。）に係る保育士資格の再登録制限
 - (4) 保育士を任命し、又は雇用するものによる都道府県知事への報告義務
 - (5) 特定登録取消者の氏名及び特定登録取消者の登録取消しの事由等に関する情報に係るデータベースの整備 等

基本指針の主な内容

- 第1 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
 - 1 本指針の目的等
 - 2 児童生徒性暴力等の定義
 - 3 国、都道府県、市町村、任命権者等、保育所等の役割
- 第2 保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
 - 1 児童生徒性暴力等の防止等に関する施策
 - (1) 保育士に対する啓発
 - (2) 保育士養成課程を履修する学生への理解促進
 - (3) 児童及び保護者に対する啓発
 - 2 保育士による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する施策
 - (1) 早期発見のための措置及び相談体制の整備
 - (2) 保育士による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの措置
 - (3) 保育士登録の取消し
 - 3 保育士の任命又は雇用に関する施策
 - (1) データベースの整備及び特定登録取消者に関する情報の記録
 - (2) 保育士を任命又は雇用しようとするときのデータベースの活用等
 - 4 特定登録取消者に対する保育士の再登録に関する施策
 - (1) 特定登録取消者に対する保育士の再登録
 - (2) 都道府県児童福祉審議会の意見聴取

こ成基第154号
令和7年7月29日

各 { 都道府県 }
 { 指定都市 } 保育主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局成育基盤企画課長

保育士特定登録取消者管理システムの活用の徹底等について（依頼）

保育施策の推進につきましては、日頃より、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）」により、児童生徒性暴力等を行った保育士の資格管理が厳格化され、保育士を任命又は雇用しようとする者は、特定登録取消者管理システム（以下、「データベース」という。）を活用することが義務付けられました。

当該データベースに関する規定は、令和6年4月1日から施行されており、データベースの運用開始から1年が経過したところです。

データベースに係る各自治体・関係施設・事業者等における対応については、これまで、保育士特定登録取消者管理システム説明会（令和6年1月31日開催）をはじめ、直近では「保育士特定登録取消者管理システムに係る業務マニュアルの改正について（周知）」（令和7年3月31日付こ成基第47号）等により、データベースの適切な活用等についてお知らせしてきたところですが、改めて、データベースの活用について一層の徹底を図っていただきたく、別添の施設・事業者を所管する関係各課及び管内の各施設・事業者へ周知いただきますようお願いいたします。

仮に、未だデータベースの利用者登録等をしていない施設・事業者がある場合には、「保育士特定登録取消者管理システム 業務マニュアル」を参考に迅速にご対応いただきますよう、お願いいたします。御不明な点がある場合には、下記の問い合わせ先に御連絡ください。

また、今後、関係施設・事業者等を対象に、データベースの利用者登録及び活用状況等に関する調査を実施する予定ですので、予めご承知おきください。

最後に、児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならないことです。

「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和5年3月27日付厚生労働省こども家庭局長通知（最終改訂：令和7年3月25日））の内容について御了知の上、その運用に遺漏なきよう、改めてお願いいたします。

【問い合わせ先】

データベースの使用方法や技術的なお問い合わせについては、以下のヘルプデスクにご連絡ください。

(保育士特定登録取消者管理システム ヘルプデスク)

TEL : 050-3647-9572

E-mail : support@hoikusys.sakura.ne.jp

※電話回線には限りがありますので、原則としてメールでお問い合わせください。

※対応時間：平日 9時30分～18時00分（令和6年4月1日受付開始）

担 当：こども家庭庁成育局 成育基盤企画課保育士対策係

対象施設・事業一覧

施設・事業名	根拠法令
児童発達支援（児童発達支援センターで行われるもの以外）	児童福祉法第6条の2の2第2項
放課後等デイサービス	児童福祉法第6条の2の2第4項
一時預かり事業	児童福祉法第6条の3第7項
家庭的保育事業	児童福祉法第6条の3第9項
小規模保育事業	児童福祉法第6条の3第10項
居宅訪問型保育事業	児童福祉法第6条の3第11項
事業所内保育事業	児童福祉法第6条の3第12項
病児保育事業	児童福祉法第6条の3第13項
乳児等通園支援事業	児童福祉法第6条の3第23項
一時保護施設	児童福祉法第12条の4
病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）	児童福祉法第20条第1項
乳児院	児童福祉法第37条
母子生活支援施設	児童福祉法第38条
保育所	児童福祉法第39条第1項
児童養護施設	児童福祉法第41条
福祉型障害児入所施設	児童福祉法第42条第1号
医療型障害児入所施設	児童福祉法第42条第2号
児童発達支援センター	児童福祉法第43条
児童心理治療施設	児童福祉法第43条の2
認可外保育施設（企業主導型保育事業を含む、届出対象の施設。保育士を任命・雇用して行うものに限る。）	児童福祉法第59条の2
預かり保育（子ども・子育て支援法に基づくもの）	子ども・子育て支援法第7条第10項第5号
認定こども園（全類型）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項
女性相談支援センター	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条第1項
女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 28 日

各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課
各都道府県・指定都市幼保連携型認定こども園主管課
各文部科学大臣所轄学校法人教職員人事主管課
御中

文部科学省総合教育政策局
教育人材政策課

令和 6 年度私立高等学校等実態調査を踏まえた
特定免許状失効者管理システムの適切な活用について（周知）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき文部科学省において整備した特定免許状失効者等に関する情報に係るデータベース（以下「特定免許状失効者管理システム」という。）については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行について（通知）」（令和 5 年 3 月 24 日付け 4 文科教第 1806 号）にて通知しているとおり、令和 5 年 4 月 1 日から稼働しており、学校の教育職員等を雇用するに当たって活用が義務付けられているところです。

この度、令和 6 年度私立高等学校等実態調査において、学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、特定免許状失効者管理システムの活用状況等について調査を行いましたので、別添のとおりその結果について周知するとともに、下記のとおり特定免許状失効者管理システムの活用に当たっての留意点等を周知いたします。

各都道府県知事部局におかれては所轄の学校法人等に対して、各指定都市首長部局におかれては所轄の幼稚園型及び幼保連携型認定こども園設置者に対して、周知をお願いいたします。

各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

記

1 特定免許状失効者管理システムのユーザー登録について

- (1) 法第7条第1項に規定するとおり、教育職員等（教育職員（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する「教育職員」をいう。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。以下同じ。）を雇用しようとするときは、必ず特定免許状失効者管理システムを活用する義務が課せられていること。特定免許状失効者管理システムの活用は、国公私の学校種や、雇用しようとする者の常勤・非常勤等の雇用形態によらず、上記の「教育職員等」の定義に該当する者を雇用しようとする全ての場合において必要であること。
- (2) 法令上の活用義務が定められているにも関わらず、未だユーザー登録を行っていない学校法人等や、ユーザー登録は行ったものの特定免許状失効者管理システムを適切に活用していない学校法人等が多く見られた。未だユーザー登録が行われていない場合や、昨年4月末までにアカウント有効期限延長を実施せず、必要なアカウントが削除されたユーザーについては、速やかに登録手続きを行い、特定免許状失効者管理システムを活用すること（登録手続きは、「操作マニュアル_採用権者向け アカウント登録」の項を参照し、システム上でユーザーID仮申請を行ったのち、メールにて本申請を行うこと。なお、特定免許状失効者管理システムの操作説明等に関する動画を追って周知予定であるので、マニュアルと併せて参照すること）。
- (3) 新設の法人など、組織として初めて特定免許状失効者管理システムの使用を開始する場合には、ユーザーID申請に併せて、「特定免許状失効者管理システム_利用許諾申請書（様式1）」を本件担当宛にメールで提出する必要があること。
- (4) 特定免許状失効者管理システムは、教育職員等を雇用する権限を有する法人単位で活用するものであり、例えば複数学校を設置する法人であっても、法的な雇用者ではない各学校単位でユーザー登録を行うことは原則としてできないこと。
- (5) ユーザーアカウントの有効期限は、登録又は更新手続きを行った翌年度の4月30日に設定されているため、毎年4月初旬に、登録されたメールアドレス宛に特定免許状失効者管理システムから有効期限に関する電子メールが送信されること。アカウント有効期限延長を実施しなければ、アカウントが自動的に削除されてしまうため、引き続き特定免許状失効者管理システムを活用する者については、有効期限延長に係る手続きを実施する必要があること（アカウント有効期限延長は、操作マニュアル_採用権者向け アカウント有効期限延長の項を参照）。

(6) 登録ユーザーに異動や退職等があり利用者ではなくなった場合は、アカウントの削除が必要であること（アカウントの利用停止・削除は、操作マニュアル_採用権者向け アカウント削除の項を参照）。

2 特定免許状失効者管理システムの活用について

- (1) 特定免許状失効者管理システムの活用等により、採用希望者が特定免許状失効者等であることが判明した場合は、その情報を端緒として、採用面接等において経歴等の詳細な確認を行うなど、法の基本理念に則り、十分に慎重に、適切な雇用の判断を行うこと。
- (2) 採用候補者が全て女性である又は新卒採用である等の理由により、特定免許状失効者管理システムを活用していない事例が見られたが、性別や前職の有無、常勤・非常勤等の雇用形態等に関わらず、必ず特定免許状失効者管理システムを活用する必要があること、活用せずに採用を行った場合は法律違反であること。
- (3) 特定免許状失効者管理システムは、現職教員が現在所有している教員免許状の有効性を確認又は管理する目的のシステムではなく、採用候補者が「過去に児童生徒性暴力等を行ったことが原因で、教員免許状が失効又は取上げになった事実がないかどうか」を、採用前に確認し、適切な雇用の判断につなげる趣旨のものであること。このため、それ以外の目的、すなわち、例えば現職教員が特定免許状失効者等でないか、また現在所有する教員免許状の有効性の確認を行うなどの目的で本システムを活用することは、個人情報保護の観点から法律違反となること。なお、採用候補者の所有している教員免許状の有効性を確認するに当たっては、免許状原本を確認するとともに、官報情報検索ツールも活用いただきたいこと。
- (4) 特定免許状失効者管理システムは、こども家庭庁において構築している保育士資格に関する「保育士特定登録取消者管理システム」とは異なるため、幼稚園型及び幼保連携型認定こども園においては両システムそれぞれにユーザー登録し、活用する必要があること。なお、それ以外の種類の認定こども園は特定免許状失効者管理システム活用の対象外であること。
- (5) 特定免許状失効者管理システムは機微な個人情報を扱うシステムのため、その管理においては個人情報保護法第 23 条に基づき安全管理措置を実施する義務があること（安全管理措置は業務マニュアル「第 3 章 5. 遵守すべき事項」の項を参照）。
- 例) ・個人データの取扱に係る規律を整備する
・外部からの不正アクセスから保護する仕組みの導入
・データベース利用権限のない者による覗き込み対策 等

3 その他の留意事項等について

- (1) 多くの学校法人等から、当省に対して、通知やマニュアル類が送付されていないという問合せを受けていることに加え、学校法人等から都道府県等に問い合わせたところ、把握していないので文部科学省へ問い合わせしてほしいとの回答を受けたといった事例も見られる。今一度、関係通知やマニュアル等の受信状況を確認の上、それらが所轄の学校法人等に対して確実に送達されているか確認いただきたいこと。
- (2) 文部科学省において、特定免許状失効者管理システムの操作説明等に関する動画を作成中であり、追って周知予定であるので、特定免許状失効者管理システムの活用に当たって参考にされたいこと。

別添資料

私立高等学校等実態調査（特定免許状失効者管理システムの活用状況等）の結果について

特定免許状失効者管理システム_業務マニュアル_v2.0

特定免許状失効者管理システム_操作マニュアル_管理責任者向け

特定免許状失効者管理システム_操作マニュアル_採用権者向け

特定免許状失効者管理システム_利用許諾申請書（様式1）

システムの使用方法に関する問合せは本件担当ではなく、システム上の問合せ機能から問い合わせ願います。

本件担当：総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許・研修企画室 法規係

E-MAIL：tokutei@mext.go.jp

※本件担当への問合せはメールにてお願いします。

1 保育士資格取得の流れ

全国666施設
(R6.4.1現在)

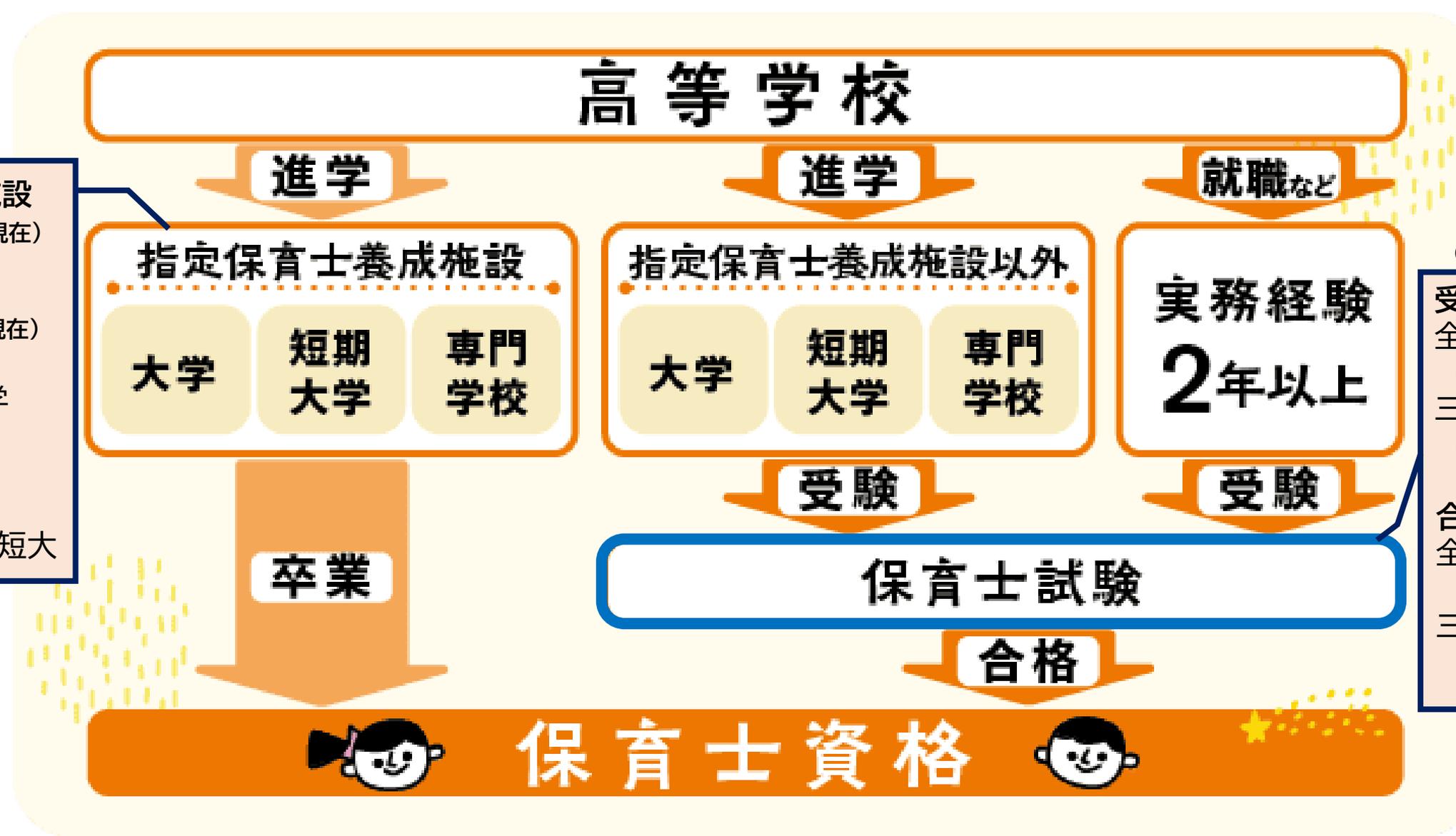
県内6施設
(R7.4.1現在)

- ・高田短大
- ・皇學館大学
- ・鈴鹿大学
- ・鈴鹿短大
- ・三重大学
- ・ユマニテク短大

(R5年度実施分)

受験者数
全国 66,625人
三重県 616人

合格者数
全国 17,955人
三重県 163人



2 地域限定保育士制度について ①

- 保育士資格者の新規獲得を図るため、平成27年度に「国家戦略特別区域限定保育士」制度を創設。
⇒児童福祉法等の一部を改正する法律により、一般制度化された(R7.10.1施行)。
- 制度の導入には、都道府県は「試験実施方法書」により内閣総理大臣に申請し、その認定を受けなければならない。⇒三重県は、令和7年11月13日付けで認定された。

	保育士試験(通常試験)	地域限定保育士試験
試験	筆記 + <u>実技(音楽・造形・言語から2科目)</u>	筆記 + <u>実技講習会(音楽・造形・言語・見学実習 計27時間以上)</u> (都道府県等実施の講習会を修了することで実技試験を免除)
勤務先	全国で勤務可能	・ <u>登録(*)した都道府県等でのみ就労可能</u> (*試験合格者は、地域限定保育士登録を受けること) ・登録後3年経過し、地域限定保育士として1年(1,440時間)以上の勤務経験がある場合には、申請によって全国で勤務可能な通常の保育士登録が可能
根拠法	児童福祉法 (第18条の4、第18条の8 ほか)	児童福祉法 (第18条の28、第18条の29 ほか)

2 地域限定保育士制度について ②

◆今後の予定

- 令和8年2月議会に、地域限定保育士試験等の実施に係る予算案、改正が必要な条例案を提出。
- 令和8年度から、後期(10月)の通常の保育士試験にあわせて「地域限定保育士試験」を実施。
 - ・7月に地域限定保育士試験の受験申請を受付開始
 - ・筆記試験:通常の全国試験と同一日程(10月24日(土)・25日(日))・同一問題で実施
 - ・保育実技講習会:12月に平日・土日の複数コース(各5日間)を設定して実施
 - 音楽・造形・言語 各6時間(演習等) / 保育実践見学実習(平日) 6時間+3時間(事前・事後指導) 計27時間
 - ・令和9年1月に試験合格を通知
- 試験合格者からの申請に基づき、地域限定保育士登録を行い、申請者に地域限定保育士証を交付。

◆お問い合わせ先

三重県 子ども・福祉部 子どもの育ち支援課 幼保サービス支援班

TEL 059-224-2268 FAX 059-224-2270

E-mail youhoqa@pref.mie.lg.jp

令和8年度の取組の方向性について

● 幼児教育・保育サービスの充実（下線部は新規事業）

- ・ 中高生が現役保育士と交流できる場や、保育士の仕事を体験できる機会などを設け、保育士として働く魅力を感じてもらう取組を実施します。また、引き続き修学資金の貸付や保育所等の実習生指導担当者等を対象とした研修を実施します。
- ・ 保育人材の確保に向け、これまで国家戦略特区に限り認められていた地域限定保育士制度を導入し、保育士資格を取得して県内で保育の仕事に就くことを希望する人の受験機会を拡大します。
- ・ 保育所等の職場環境の改善を進めるため、「保育士支援アドバイザー」を保育現場に派遣し、保護者対応や若手保育士の指導方法などに関する助言に加えて、保育士個人が職場での悩みを相談できる取組を実施します。また、保育士の加配や保育補助者の活用、保育所等へのICTの導入等に取り組む市町を支援することで、保育士の離職防止に取り組みます。
- ・ 「保育士・保育所支援センター」において、潜在保育士の就労に向けた保育所等とのマッチングなどを行うとともに、保育所等への復職事例を紹介することで、復職に不安を持つ潜在保育士が就労に向けて動き出すことを後押しします。
- ・ 保育士等の資質向上および処遇改善を図るため、引き続きオンラインを活用した保育士等キャリアアップ研修を実施するとともに、就業継続や職場環境改善、不適切保育の防止のための研修を実施します。
- ・ 個性豊かで特色ある教育が推進されるよう、引き続き私立幼稚園や認定こども園を設置・運営する学校法人を支援します。
- ・ みえ自然保育協議会の構成員や市町、関係団体等と連携して、自然保育に関するガイドラインの策定に向けた取組を進めます。
- ・ 各施設と小学校との円滑な接続のため、「架け橋期カリキュラム作成検討委員会（仮）」において、令和8年度末を目途に、幼保小接続の手引きを改訂します。また、引き続き、市町が実施する研修会等に幼児教育アドバイザー等を派遣するとともに、就学前の子どもたちの基本的な生活習慣や運動習慣が身につくよう、生活習慣チェックシートを配布し、活用を促進します。

● 放課後児童対策の推進

- ・ 放課後児童クラブの待機児童を解消し、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後児童クラブの整備や運営、放課後児童支援員等の確保や処遇改善に向けた支援や研修などに取り組みます。
- ・ 引き続き、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料に対して補助を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減に取り組みます。

・放課後子ども教室を設置する市町を支援するとともに、地域住民等の参画のもと、より多くの子どもたちが、学習や体験活動等を行うことができるよう、引き続き各市町の好事例を情報共有するなどの働きかけを行うとともに、放課後子ども教室を設置する市町の支援に取り組めます。

保育の仕事をするなら まずはセンター登録!



三重県
保育士・保育所
支援センター

子どもの笑顔は宝物。
その笑顔を育む仕事
始めませんか…?

下記に該当する方は**センター登録**をお願いします!

保育士の資格を
持っているが
現在は保育の仕事を
されていない方



保育士をめざしている方や
保育士養成校の学生、
保育の仕事に
興味のある方



保育士として
働いている方



三重県保育士・保育所支援センターでは、保育所などで働くことを希望する方への就業に向けた支援、保育士をめざす学生への修学資金の貸付のご案内、現在保育士として働いている方を対象とした研修会の実施などの取組を行っています。センター登録をさせていただくと、**就職イベント情報・研修会情報・求人情報**など、それぞれの立場に応じた**保育の仕事に役立つ情報**をご案内します。



センター登録は
こちらから

登録のSTEP

①登録サイトへ
アクセス



②登録項目を
すべて入力



③入力内容を確認

入力内容に間違い
がある場合は戻って
修正してください。

④登録完了

入力内容をご確認
の上、「送信ボタン」
を押してください。

三重県保育士・保育所支援センター



三重県保育士・保育所支援センターでは、
保育施設で働きたい方や働いている方、
保育士をめざしている方に様々な取組を行っています。

おしごと相談

キャリア支援専門員による相談支援を行っています。

【(1)、(2)とも 059-224-1082】

(1) ハローワーク訪問相談

毎月、県内各地のハローワークで、個別にご相談を承ります(予約優先)。

(2) 三重県福祉人材センター相談窓口

(月～金／9～17時)

保育施設で 働きたい方への支援

- おしごと相談・就職支援
- 就労・職場復帰支援研修・職場体験
- 施設情報・求人情報の提供

保育士をめざして いる方への支援

- 「保育士になるには」の案内・相談
- 保育士修学資金貸付制度の案内
- 保育現場の声の紹介

保育施設で働いて いる方への支援

- 就業継続のための相談や研修
- 働きやすい職場の取組みの紹介
- 保育士支援アドバイザー相談支援

保育士・保育の魅力発信

三重県保育士・保育所支援センターホームページ「みえのほいく」や三重県ホームページなどにおいて、動画などにより、保育士や保育の魅力について発信しています。ぜひご覧ください。

※みえのほいく「保育士の声一覧」

<https://mienohoiku.jp/voice/>



※チャンネル三重県「あなたも保育士になりませんか？」(三重の男性保育士)

<https://www.youtube.com/watch?v=mOXy7h9mR94>

※三重県ホームページ「保育士・保育の魅力発信」

<https://www.pref.mie.lg.jp/SODACHI/HP/m0366000008.htm>



ホームページ
には保育の情報
がたくさん!



イベント情報の
発信は
LINEから!



イベント情報の
発信は
Xからも!

三重県保育士・保育所支援センター

三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階
(社会福祉法人三重県社会福祉協議会内)

開館日 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談時間 9:00～17:00

TEL 059-227-5160

※三重県保育士・保育所支援センターは、三重県から業務委託を受けて運営しています。

保育現場への就職・復職を サポートします!

 **三重県**
保育士・保育所
支援センター

「もう一度、保育士を」
その気持ちに、私たちが
寄り添います。

まずは、「三重県保育士・保育所支援センター」に登録してください。登録者には、県内保育所などからの求人情報、復職に向けた研修や就職イベント情報などをご案内します。また、個別に復職に向けた相談や勤務希望条件などを踏まえた保育所とのマッチングなども行います。



センター登録は
こちらから

登録のSTEP

①登録サイトへ
アクセス



②登録項目を
すべて入力



③入力内容を確認

入力内容に間違い
がある場合は戻って
修正してください。

④登録完了

入力内容をご確認
の上、「送信ボタン」
を押してください。

保育士資格を持っているけど、
ブランクがあって不安…

保育士資格を持っているけど、
現場の経験がなくて不安…



☆☆ そんな方をサポートします!! ☆☆

三重県保育士・保育所支援センター

就職・復職に向けてのステップ

STEP 01

三重県保育士・保育所支援センターへ相談

まずは、不安や悩みをお気軽にご相談ください。(相談無料)

STEP 02

不安や悩みの解消

現場見学や職場体験をしていただけます。保育に関する研修会や就職イベント、各種支援情報をご紹介します。

STEP 03

求職登録

求職票をご記入いただくか、パソコンやスマートフォンなどからご登録いただけます。

あなたと施設の
マッチング支援
求職登録は
こちらから



STEP 04

就職支援

ご希望の勤務条件などをもとに、求人をご紹介します。また、福祉人材センターで、紹介状の発行や面接日時の調整などを行います。



保育士有資格者の就職・ 職場復帰に向けた 支援メニュー

おしごと相談

キャリア支援専門員による相談支援を行っています。
【(1)、(2)とも 059-224-1082】

(1) ハローワーク訪問相談

毎月、県内各地のハローワークで、個別にご相談を承ります(予約優先)。

(2) 三重県福祉人材センター相談窓口

(月～金/9～17時)

就労・職場復帰 支援研修

保育現場への就労・職場復帰の不安の解消や就労への意欲増進につながるようなテーマで研修を実施しています。

現場見学・職場体験

保育所や認定こども園などを見学・体験することで実際の仕事や現場の雰囲気などを直接知っていただけます。

情報提供・就職支援

電子メールやSNSを活用し、就職イベントや求人などの情報を随時提供します。ご希望に沿った求人の紹介や職場体験・見学の調整など、施設との橋渡しを行います。



ホームページ
には保育の情報
がたくさん!



イベント情報の
発信は
LINEから!



イベント情報の
発信は
Xからも!

三重県保育士・保育所支援センター

三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館2階
(社会福祉法人三重県社会福祉協議会内)

開館日 月曜日～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)

相談時間 9:00～17:00

TEL 059-227-5160

※三重県保育士・保育所支援センターは、三重県から業務委託を受けて運営しています。